資　料　２

池田市地域防災計画（令和８年度修正案）

新旧対照表

Ｒ８．１１

池田市防災会議

新　旧　対　照　表（1／53）

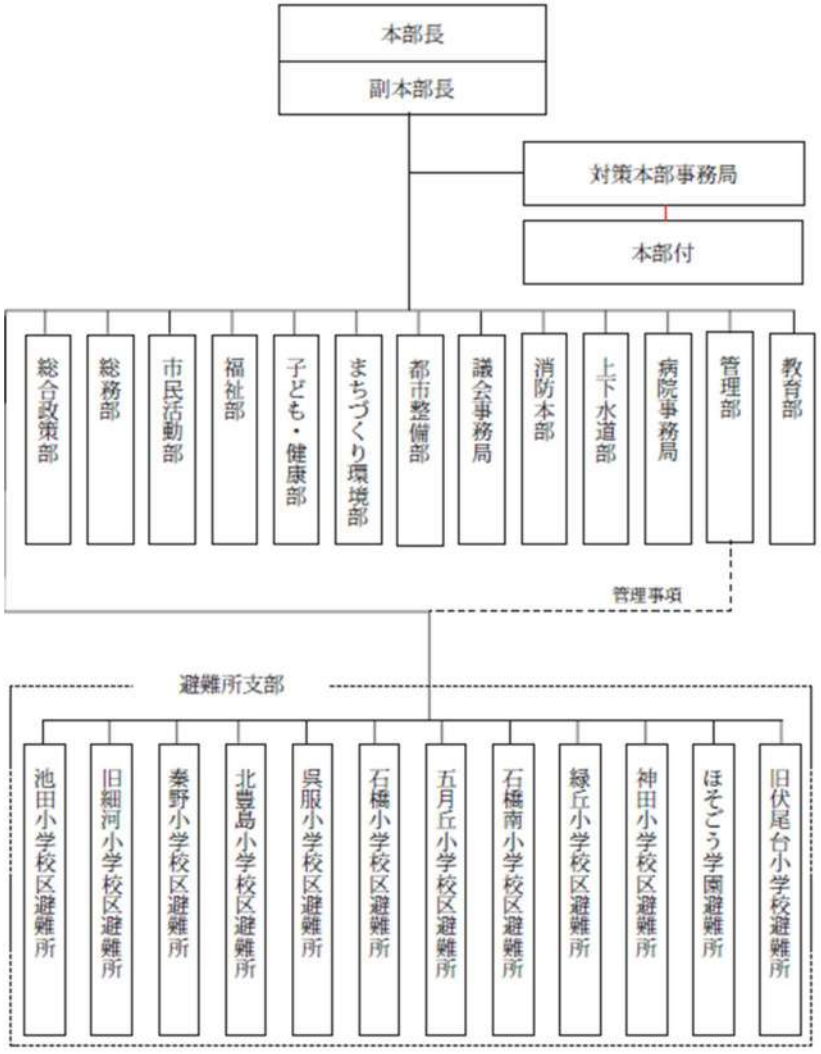
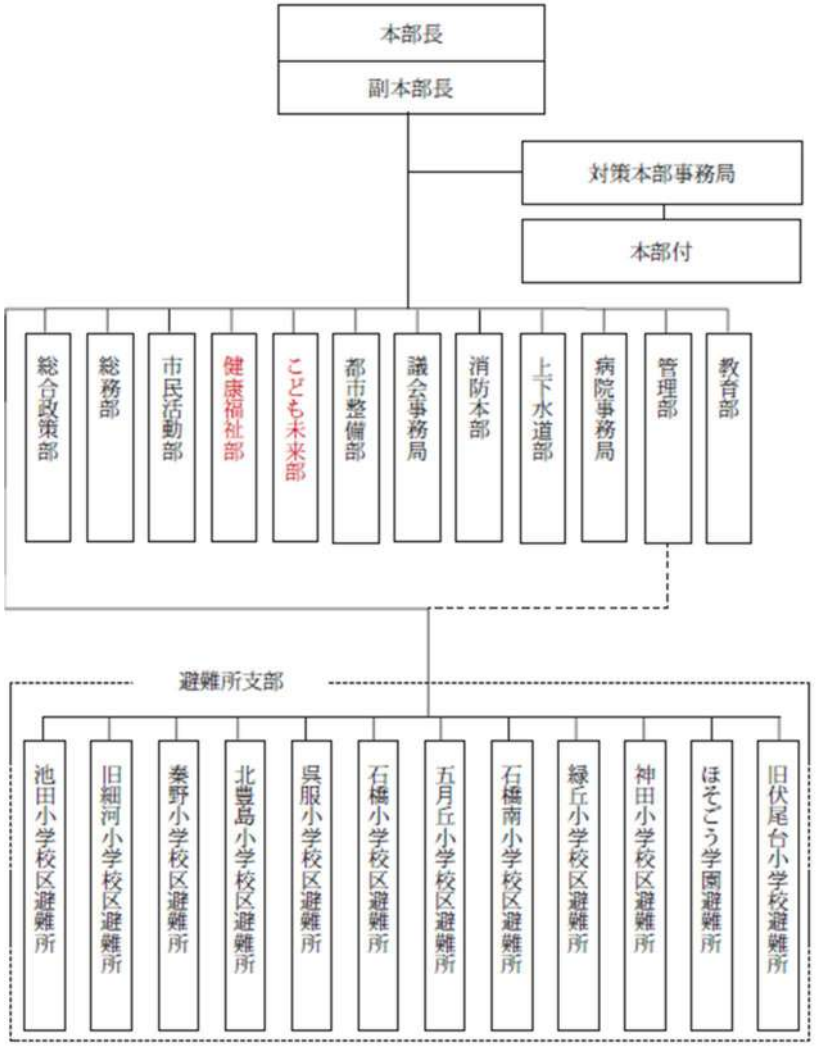
現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
第１編　総　則　　第１節　目的等 ２　南海トラフ地震防災対策推進計画の位置付け （略） 本市の計画においては、津波のおそれがないため、②以外を「第２編 災害予防計画」及び「第３編 自然災害応急対策」に含め定めることとする。	第１編　総　則　　第１節　目的等 ２　南海トラフ地震防災対策推進計画の位置付け （略） 本市の計画においては、津波のおそれがないため、②以外を「第２編 災害予防計画」及び「第３編 自然災害応急対策」に含め定めるほか、付編「南海トラフ地震防災対策推進計画」として定める。	③本文Ｐ１ 付編「南海トラフ地震防災対策推進計画」の追加に伴う記述の修正
第１編　総　則　　第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 １　池田市 (2)　総合政策部 （新規追加）	第１編　総　則　　第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 １　池田市 (2)　総合政策部 ㉗　災害時における職員の服務、厚生等に関すること ㉘　職員参集状況の把握に関すること	④本文Ｐ５ Ｒ８春の組織改編に伴う修正
第１編　総　則　　第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 １　池田市 (3)　総務部 （略） ⑦　災害時における職員の服務、厚生等に関すること ⑧　職員参集状況の把握に関すること ⑨　罹災証明の発行に関すること	第１編　総　則　　第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 １　池田市 (3)　総務部 （略） ⑦　罹災証明の発行に関すること	④本文Ｐ５ Ｒ８春の組織改編に伴う修正
第１編　総　則　　第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 １　池田市 (4)　市民活動部 （略） （新規追加）	第１編　総　則　　第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 １　池田市 (4)　市民活動部 （略） ⑧　環境衛生対策に関すること ⑨　公共環境保全に関すること ⑩　有害物質保有施設の管理及び指導に関すること ⑪　防疫に関すること ⑫　ごみ、し尿、廃棄物の処理に関すること	④本文Ｐ５ Ｒ８春の組織改編に伴う修正
第１編　総　則　　第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 １　池田市 (5)　福祉部 （略） （新規追加）	第１編　総　則　　第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 １　池田市 (5)　健康福祉部 （略） ⑩　医療救護活動に関すること ⑪　避難所の保健指導に関すること ⑫　新型コロナウイルス感染症に関すること	④本文Ｐ５～６ Ｒ８春の組織改編に伴う修正

新　旧　対　照　表（2／53）

現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
第１編　総　則　　第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 １　池田市 (6)　子ども・健康部 ①　保育施設等の被害調査及び応急対策に関すること ②　園児の避難に関すること ③　園児の就学援助に関すること ④　園児の救護及び生活指導、動態把握に関すること ⑤　医療救護活動に関すること ⑥　避難所の保健指導に関すること ⑦　新型コロナウイルス感染症に関すること	第１編　総　則　　第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 １　池田市 (6)　こども未来部 ①　保育施設等の被害調査及び応急対策に関すること ②　園児の避難に関すること ③　園児の就学援助に関すること ④　園児の救護及び生活指導、動態把握に関すること	④本文Ｐ６ Ｒ８春の組織改編に伴う修正
第１編　総　則　　第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 １　池田市 (7)　まちづくり環境部 ①　市街地の不燃化に関すること ②　住宅の応急修理に関すること ③　被災市営住宅の応急対策、復旧計画に関すること ④　応急仮設住宅に関すること ⑤　環境衛生対策に関すること ⑥　公共環境保全に関すること ⑦　有害物質保有施設の管理及び指導に関すること ⑧　防疫に関すること ⑨　ごみ、し尿、廃棄物の処理に関すること	第１編　総　則　　第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 １　池田市 (項目削除)	④本文Ｐ６ Ｒ８春の組織改編に伴う修正
第１編　総　則　　第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 １　池田市 (8)　都市整備部 (略) (追加) ⑤　道路（避難路、市指定緊急交通路等）の整備に関すること	第１編　総　則　　第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 １　池田市 (7)　都市整備部 ⑤　市街地の不燃化に関すること ⑥　住宅の応急修理に関すること ⑦　被災市営住宅の応急対策、復旧計画に関すること ⑧　応急仮設住宅に関すること ⑨　道路（避難路、市指定緊急交通路等）の整備に関すること (略、以降の項目番号を順次繰り下げ)	④本文Ｐ６ Ｒ８春の組織改編に伴う修正

現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
第２編　災害予防計画　　第１章　災害に強いまちづくり 第１節　都市防災化計画 （略） さらに、「災害危険度判定調査」の結果を踏まえ、「防災都市づくり計画」の策定に努める。なお、既存建築物の耐震化については、「住宅建築物耐震10 ヵ年戦略・大阪（ 建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修推進計画）」と連携を図るとともに、「第２期池田市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき促進する。	第２編　災害予防計画　　第１章　災害に強いまちづくり 第１節　都市防災化計画 （略） さらに、「災害危険度判定調査」の結果を踏まえ、「防災都市づくり計画」の策定に努める。なお、既存建築物の耐震化については、「新 住宅建築物耐震10 ヵ年戦略・大阪（ 建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修推進計画）」と連携を図るとともに、「第３期池田市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき促進する。	①本文Ｐ１６ 府計画及び市計画の更新に伴う修正
第２編　災害予防計画　　第１章　災害に強いまちづくり 第１節　都市防災化計画 ５　建築物の耐震・不燃化 （1）　既存建築物の耐震化の推進 ア　公共建築物 昭和56 年の新耐震基準（建築基準法）施行以前に建てられた建築物を重点に、「第２期池田市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震診断及び必要な耐震改修の促進を図る。 （以下略）	第２編　災害予防計画　　第１章　災害に強いまちづくり 第１節　都市防災化計画 ５　建築物の耐震・不燃化 （1）　既存建築物の耐震化の推進 ア　公共建築物 昭和56 年の新耐震基準（建築基準法）施行以前に建てられた建築物を重点に、「第３期池田市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震診断及び必要な耐震改修の促進を図る。 （以下略）	①本文Ｐ１６ 市計画の更新に伴う修正
第２編　災害予防計画　第２章　防災体制の整備　第１節　組織体制の整備 12　自治体被災による行政機能の低下等への対策 （新規追加）	第２編　災害予防計画　第２章　防災体制の整備　第１節　組織体制の整備 12　自治体被災による行政機能の低下等への対策 （４）現在、池田市消防本部及び消防署は、雨水出水浸水想定区域に立地しているため、消防機能を維持する観点から、庁舎の移転整備を進めていく。	④本文Ｐ３８ 現在の市の施策を反映
第２編　災害予防計画　第２章　防災体制の整備　第８節　緊急物資確保体制の整備 ２　救援物資の確保 （1）市 ア　重要物資の備蓄 （中略） 【粉ミルク】 避難所避難者数×　1.6%（0 ～1歳人口比率）×　70%（人口授乳率）×130g ／人／日（南海トラフ想定の場合は３日を乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×　1.6%（0 ～1歳人口比率）×　70%（人口授乳率）×１リットル／人／日（南海トラフ想定の場合は３日を乗じる） ○　哺乳瓶：避難所避難者数×　1.6%（0 ～1歳人口比率）×　70%（人口授乳率）×１本（注）／人（５回／人／日） （以下略）	第２編　災害予防計画　第２章　防災体制の整備　第８節　緊急物資確保体制の整備 ２　救援物資の確保 （1）市 ア　重要物資の備蓄 （中略） 【粉ミルク】 避難所避難者数×　1.6%（0 ～1歳人口比率）×　70%（人工授乳率）×130g ／人／日（南海トラフ想定の場合は３日を乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×　1.6%（0 ～1歳人口比率）×　70%（人工授乳率）×１リットル／人／日（南海トラフ想定の場合は３日を乗じる） ○　哺乳瓶：避難所避難者数×　1.6%（0 ～1歳人口比率）×　70%（人工授乳率）×１本（注）／人（５回／人／日） （以下略）	④本文Ｐ５４ 誤植の修正

現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
第２編　災害予防計画　第２章　防災体制の整備　第８節　緊急物資確保体制の整備 ２　救援物資の確保 （１）市 イ　その他の物資の確保 （中略） ○　炊事道具、食器類（鍋、炊飯用具等）	第２編　災害予防計画　第２章　防災体制の整備　第８節　緊急物資確保体制の整備 ２　救援物資の確保 （１）市 イ　その他の物資の確保 （中略） ○　炊事道具、食器類（鍋、炊出しセット等、炊飯等に必要な資機材等）	②本文Ｐ５５ 市計画（Ｒ７修正）に対する府からの参考意見を反映 （府施策の反映）
第２編　災害予防計画　第２章　防災体制の整備　第８節　緊急物資確保体制の整備 ２　救援物資の確保 （１）市 ウ　備蓄・供給体制の整備 （中略） また、避難所のニーズや物資の発注・到着状況などの物資に関する情報を一元的に管理し、国・府・市において共有することで、迅速かつ効率的な物資配送を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用する。	第２編　災害予防計画　第２章　防災体制の整備　第８節　緊急物資確保体制の整備 ２　救援物資の確保 （１）市 ウ　備蓄・供給体制の整備 （中略） また、避難所のニーズや物資の発注・到着状況などの物資に関する情報を一元的に管理し、国・府・市において共有することで、迅速かつ効率的な物資配送を実現するため、「新物資システム(B-PLo)」を活用する。	①本文Ｐ５６ 新物資システム(B-PLo)の導入(R7.4)に伴う修正 【パブリックコメントを受けた修正】
第２編　災害予防計画　第３章　地域防災力の向上　第１節　防災意識の高揚 ５　津波災害の予防に向けて 本市は、「南海トラフ巨大地震による被害想定（平成 25 年度 大阪府）」では南海トラフ巨大地震による津波被害は想定されていない。一方で、住民が市外で津波被害に遭う可能性があることから、以下のような津波に対する知識の普及・啓発に努め、津波から「逃げる」ための対策に取り組む。	第２編　災害予防計画　第３章　地域防災力の向上　第１節　防災意識の高揚 ５　津波災害の予防に向けて 本市は、「南海トラフ巨大地震による被害想定（平成 25 年度 大阪府）」では南海トラフ巨大地震による津波被害は想定されていない。一方で、住民が市外で津波被害に遭う可能性があることから、以下のような津波に対する知識の普及・啓発に努め、津波から「逃げる」ための対策に取り組む。この際、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。	②本文Ｐ７３ 市計画（Ｒ７修正）に対する府からの参考意見を反映 （府施策の反映）

現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
第３編　自然災害応急対策　第１節　組織計画 ４　災害対策本部の組織と活動 （７）災害対策本部組織図（初動期）  	第３編　自然災害応急対策　第１節　組織計画 ４　災害対策本部の組織と活動 （７）災害対策本部組織図（初動期）  	④本文Ｐ８４ 市の組織改編を反映

現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
第３編　自然災害応急対策　第４節　災害情報収集伝達・警戒活動 ２　大阪管区気象台が発表する気象予警報 （１）気象注意報・警報・特別警報 大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）情報、線状降水帯に関する情報等を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。 ア　注意報 気象現象等により府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。 イ　警 報 気象現象等により府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。 （新規追記） ウ　特別警報 地震、津波、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪及び大雪の気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を促すために市町村ごとに特別警報を発表する。 エ　地震情報 （略） オ　緊急地震速報 （略）	第３編　自然災害応急対策　第４節　災害情報収集伝達・警戒活動 ２　大阪管区気象台が発表する気象予警報 （１）気象注意報・警報・危険警報・特別警報 大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、危険警報、特別警報等を発表し注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）情報、線状降水帯に関する情報等を分かりやすく提供することで、気象特別警報、危険警報、警報及び注意報を適切に補足する。 ア　注意報 災害が起こるおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報であり、以下の17 種類がある。 【レベル２氾濫注意報、レベル２大雨注意報、レベル２土砂災害注意報、レベル２高潮注意報、大雪注意報、強風注意報、風雪注意報、波浪注意報、雷注意報、濃霧注意報、乾燥注意報、なだれ注意報、着氷注意報、着雪注意報、融雪注意報、霜注意報、低温注意報】 イ　警 報 重大な災害が起こる恐れのあるときに警戒を呼びかけて行う予報であり、以下の８種類がある。 【レベル３氾濫警報、レベル３大雨警報、レベル３土砂災害警報、レベル３高潮警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報、波浪警報】 ウ　危険警報 重大な災害が起こる恐れが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報であり、以下の４種類がある。 【レベル４氾濫危険警報、レベル４大雨危険警報、レベル４土砂災害危険警報、レベル４高潮危険警報】 エ　特別警報 予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こる恐れが著しく大きい旨を警告して行う予報であり、以下の８種類がある。 【レベル５氾濫特別警報、レベル５大雨特別警報、レベル５土砂災害危険警報、レベル５高潮特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、波浪特別警報】 オ　地震情報 （略） カ　緊急地震速報 （略）	①本文Ｐ８７ 防災気象情報の改正に伴う修正 【パブリックコメントを受けた修正】

新 旧 対 照 表（7／５３）

現 行 計 画

第３編　自然災害応急対策　第４節　災害情報収集伝達・警戒活動

２　大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

【猪名川の洪水予報の種類】

標題（種類）	発表基準
氾濫注意情報（洪水注意報）	小戸水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報（洪水警報）	小戸水位観測所の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報（洪水警報）	急激な水位上昇によりまもなく小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき 小戸水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したとき
氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき

修 正 案

第３編　自然災害応急対策　第４節　災害情報収集伝達・警戒活動

２　大阪管区気象台及び近畿地方整備局が共同で発表する洪水予報

【猪名川の洪水予報の種類】

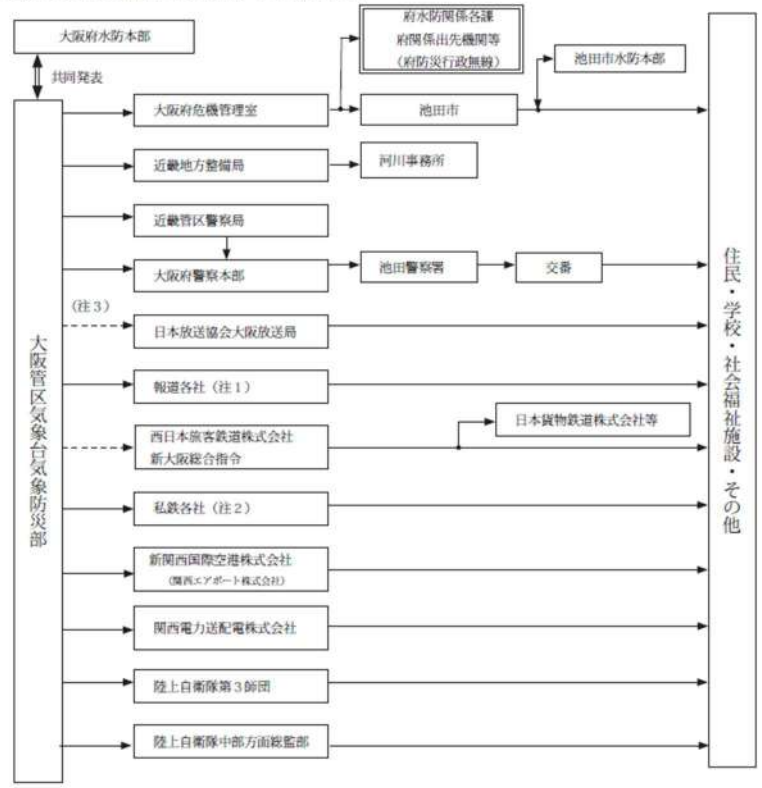
情報名	発表基準
レベル２ 氾濫注意報	小戸水位観測所の水位が 氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、 避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないとき。
レベル３ 氾濫警報	小戸水位観測所の水位が 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、 避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 レベル４氾濫危険警報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）。
レベル４ 氾濫危険警報	小戸水位観測所の水位が 氾濫危険水位に到達したとき、 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき、 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超えさらに水位の上昇が見込まれるとき。
レベル５ 氾濫特別警報 ／氾濫発生情報	氾濫が発生または氾濫発生水位に到達したとき、 氾濫が継続しているとき。 ※レベル５氾濫発生情報は、レベル５氾濫特別警報と一体に発表。

備　考

①本文Ｐ８９

防災気象情報の改正に伴う修正（記載内容の更新）

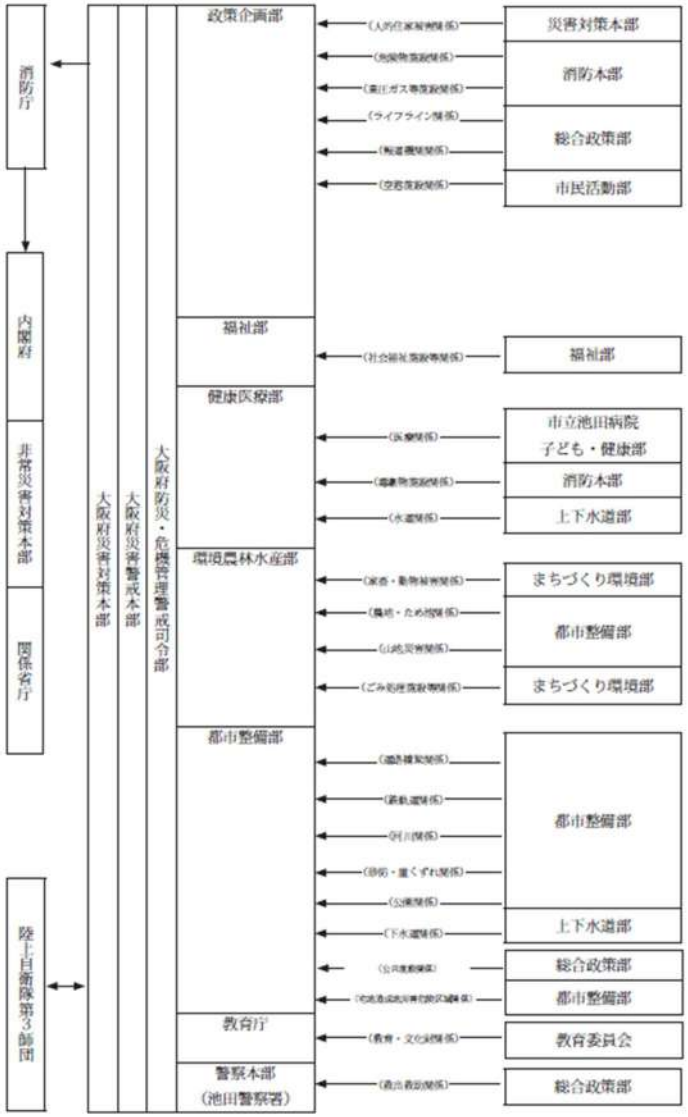
【パブリックコメントを受けた修正】

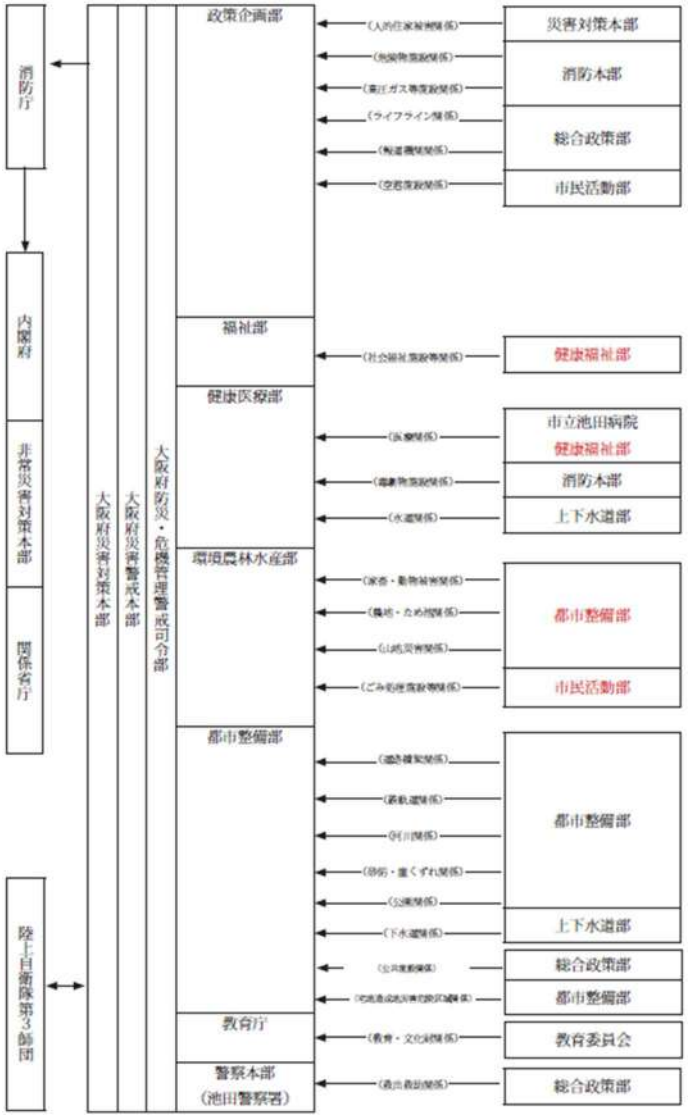
現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
第３編　自然災害応急対策　第４節　災害情報収集伝達・警戒活動 ５　大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報 　府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等の発令等必要な措置を講じる。 【土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路】  （注）１　報道各社とは、朝日報道株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪の５社である。 ２　私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会社、北大阪急行株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）の７社である。 ３　大阪管区気象台からの伝達経路で「----►」及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。	第３編　自然災害応急対策　第４節　災害情報収集伝達・警戒活動 ~~５　大阪管区気象台及び大阪府が共同で発表する土砂災害警戒情報~~ （　記述内容削除　） 以降の項目番号は繰り上げ	①旧本文Ｐ９３ 　防災気象情報の改正に伴う修正（土砂災害警戒情報はレベル４土砂災害危険警報に一本化） 　【パブリックコメントを受けた修正】

現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
第３編　自然災害応急対策　第４節　災害情報収集伝達・警戒活動 ８　土砂災害警戒活動 （１）警戒活動の基準 ア　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 ①　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 ○　第１次警戒体制 予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時 【警戒活動】 （略） ・　住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。 ○　第２次警戒態勢 土砂災害警戒情報を発表時 （略） イ　土砂災害警戒情報の留意点 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や同時多発的なが け崩れとし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。	第３編　自然災害応急対策　第４節　災害情報収集伝達・警戒活動 7　土砂災害警戒活動 （１）警戒活動の基準 ア　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 ①　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 ○　第１次警戒体制 レベル３土砂災害警報発表時 【警戒活動】 （略） ・　住民等に避難の準備、もしくは高齢者等避難を行うよう広報を行う。 ○　第２次警戒態勢 レベル４土砂災害危険警報発表時 （略） イ　レベル４土砂災害危険警報、レベル３土砂災害警報及びレベル２土砂災害注意報の留意点 レベル４土砂災害危険警報、レベル３土砂災害警報及びレベル２土砂災害注意報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を直接的に反映したものではない。したがって、本情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。 また、本情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や同時多発的なが け崩れとし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。 レベル４土砂災害危険警報及びレベル３土砂災害警報が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。	①本文Ｐ９３～９４ 防災気象情報の改正に伴う修正（土砂災害警戒情報はレベル４土砂災害危険警報に一本化） 【パブリックコメントを受けた修正】

新　旧　対　照　表（１０／５３）

現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
第３編　自然災害応急対策　第４節　災害情報収集伝達・警戒活動 12　通信手段の確保 【情報収集伝達経路】	第３編　自然災害応急対策　第４節　災害情報収集伝達・警戒活動 12　通信手段の確保 【情報収集伝達経路】	④本文Ｐ９８ 市の組織改編を反映





新　旧　対　照　表（１１／５３）

<table>
<tr><th>現　行　計　画</th><th>修　　正　　案</th><th>備　　考</th></tr>
<tr>
<td>第３編　自然災害応急対策　第９節　医療救護活動
５　医療機関
(1)　災害拠点病院
イ　基幹災害拠点病院
【基幹災害拠点病院】
<table><tr><td>大阪府立急性期・総合医療センター</td><td>大阪市住吉区万代東３－１－56
℡ 06-6692-1201</td></tr></table></td>
<td>第３編　自然災害応急対策　第９節　医療救護活動
５　医療機関
(1)　災害拠点病院
イ　基幹災害拠点病院
【基幹災害拠点病院】
<table><tr><td>地方独立行政法人　大阪府立病院機構
大阪急性期・総合医療センター</td><td>大阪市住吉区万代東３－１－56
℡ 06-6692-1201</td></tr></table></td>
<td>④本文Ｐ１１２
経年変化に伴う更新</td>
</tr>
<tr>
<td>第３編　自然災害応急対策　第９節　医療救護活動
５　医療機関
(2)　特定診療災害医療センター
【特定診療災害医療センター】
<table><tr><td>大阪府立精神医療センター</td><td>枚方市宮之阪３－16－21
℡ 072-847-3261</td></tr><tr><td>大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター</td><td>羽曳野市３－７－１
℡ 072-957-2121</td></tr><tr><td>大阪府立成人病センター</td><td>大阪市東成区中道１－３－３
℡ 06-6972-1181</td></tr><tr><td>大阪府立母子保健総合医療センター</td><td>和泉市室堂町 840
℡ 0725-56-1220</td></tr></table></td>
<td>第３編　自然災害応急対策　第９節　医療救護活動
５　医療機関
(2)　特定診療災害医療センター
【特定診療災害医療センター】
<table><tr><td>地方独立行政法人　大阪府立病院機構
大阪国際がんセンター</td><td>大阪市中央区大手前３－１－69
℡ 06-6945-1181</td></tr><tr><td>地方独立行政法人　大阪府立病院機構
大阪精神医療センター</td><td>枚方市宮之阪３－16－21
℡ 072-847-3261</td></tr><tr><td>地方独立行政法人　大阪府立病院機構
大阪はびきの医療センター</td><td>羽曳野市はびきの３－７－１
℡ 072-957-2121</td></tr><tr><td>地方独立行政法人　大阪府立病院機構
大阪母子医療センター</td><td>和泉市室堂町 840
℡ 0725-56-1220</td></tr></table></td>
<td>④本文Ｐ１１３
経年変化に伴う更新</td>
</tr>
<tr>
<td>第３編　自然災害応急対策　第９節　医療救護活動
５　医療機関
(3)　池田市災害医療センター
(新規追加)</td>
<td>第３編　自然災害応急対策　第９節　医療救護活動
５　医療機関
(3)　池田市災害医療センター
【災害医療協力病院】
<table><tr><td>医療法人　マックシール賀病院</td><td>池田市天神１－５－22
℡ 072-763-5100</td></tr><tr><td>医療法人　互恵会　池田回生病院</td><td>池田市建石町８－47
℡ 072-751-8001</td></tr></table></td>
<td>④本文Ｐ１１３
府計画の反映</td>
</tr>
</table>

新　旧　対　照　表（１２／５３）

<table>
<tr><th>現　行　計　画</th><th>修　正　案</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>第３編　自然災害応急対策　第10節　避難誘導
３　避難情報と居住者等がとるべき行動等

<table>
<tr><th>避難情報等</th><th>居住者等がとるべき行動等</th></tr>
<tr><td>【警戒レベル５】
緊急安全確保
（市町村長が発令）</td><td>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）
●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！
・　立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル４】
避難指示
（市町村長が発令）</td><td>●発令される状況：災害のおそれ高い
●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難
・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル３】
高齢者等避難
（市町村長が発令）</td><td>●発令される状況：災害のおそれあり
●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難
・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者
・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、
自主的に避難するタイミングである。
例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル２】
大雨・洪水・高潮注意報
（気象庁が発表）</td><td>●発表される状況：気象状況悪化
●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認
・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、
避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル１】
早期注意情報
（気象庁が発表）</td><td>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ
●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める
・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</td></tr>
</table>
出典：避難情報に関するガイドライン（令和３年５月）</td>
<td>第３編　自然災害応急対策　第10節　避難誘導
３　避難情報と居住者等がとるべき行動等

<table>
<tr><th>避難情報等</th><th>居住者等がとるべき行動等</th></tr>
<tr><td>【警戒レベル５】
緊急安全確保
（市町村長が発令）</td><td>●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）
●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！
・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル４】
避難指示
（市町村長が発令）</td><td>●発令される状況：災害のおそれ高い
●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難
・　危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル３】
高齢者等避難
（市町村長が発令）</td><td>●発令される状況：災害のおそれあり
●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難
・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
※　避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人、妊産婦、乳幼児連れの人等、及びその人の避難を支援する者
・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル２】
大雨・土砂災害・氾濫・高潮注意報
（気象庁が単独発表または気象庁と国土交通省等が共同発表）</td><td>●発表される状況：気象状況悪化
●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認
・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</td></tr>
<tr><td>【警戒レベル１】
早期注意情報
（気象庁が発表）</td><td>●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ
●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める
・　防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</td></tr>
</table>
出典：避難情報に関するガイドライン（令和８年３月）</td>
<td>①本文Ｐ１１６
内閣府ガイドラインの更新に伴う修正</td>
</tr>
<tr>
<td>第３編　自然災害応急対策　第12節　交通規制・緊急輸送活動
５　航空輸送
（３）　航空運用調整
イ　府の航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う~~ものとする~~。</td>
<td>第３編　自然災害応急対策　第12節　交通規制・緊急輸送活動
５　航空輸送
（３）　航空運用調整
イ　府の航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して飛行自粛の要請を行うほか、緊急用務空域の指定を依頼し、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。</td>
<td>②本文Ｐ１２２
市計画（Ｒ７修正）に対する府からの参考意見を反映
（府施策の反映）</td>
</tr>
</table>

現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
第３編　自然災害応急対策　第13節　交通の維持復旧 ３　交通の機能確保 （２）各施設管理者に於ける復旧 イ　道路施設 ○　被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁など復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。 自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。 ○　被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。 （以下略）	第３編　自然災害応急対策　第13節　交通の維持復旧 ３　交通の機能確保 （２）各施設管理者に於ける復旧 イ　道路施設 ○　被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁など復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。 自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。 ○　被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。 ○　復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。 また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。 （以下略）	②本文Ｐ１２４ 市計画（Ｒ７修正）に対する府からの参考意見を反映 （府施策の反映）
第３編　自然災害応急対策 第20節　緊急物資の供給 府及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品　等を効率的に 調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。 （略）	第３編　自然災害応急対策 第20節　緊急物資の供給 府及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品　等を効率的に 調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B-PLo）を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。 （略）	①本文Ｐ１３４ 新物資システム(B-PLo)の導入(R7.4)に伴う修正 【パブリックコメントを受けた修正】

<table>
<tr><th>現　行　計　画</th><th>修　正　案</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>第４編　事故災害応急対策
（新規追加）
第１節　大規模火災応急対策
第２節　中高層建築物災害応急対策
第３節　危険物等災害応急対策
第４節　航空機災害応急対策
第５節　その他災害応急対策</td>
<td>第４編　事故災害応急対策
第１節　原子力災害応急対策（広域避難の受入れ）
１　関西圏における広域避難の受入れ
福井県嶺南地域に立地する原子力施設において万一事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民の受入れを行う。関西圏域全体で被災住民の受入体制を整備するに当たり、関西広域連合ではカウンターパートを設定している。府は、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でＵＰＺと定める長浜市及び高島市（以下「関係周辺市」という。）の住民の広域避難を受入れる。
なお、事故災害時には国の避難指示において避難区域が定められ、府は関係周辺市内の当該区域住民の広域避難を受入れる。
（関西圏における避難対象地域とその人口）　令和３年４月１日時点
<table>
<tr><th>府県名</th><th>市町名</th><th>避難対象人口（概数）</th><th>カウンターパート設定</th></tr>
<tr><td rowspan="6">福井県（５市町）</td><td>敦賀市</td><td>64,548 人</td><td rowspan="6">兵庫県・奈良県</td></tr>
<tr><td>小浜市</td><td>28,814 人</td></tr>
<tr><td>高浜町</td><td>10,132 人</td></tr>
<tr><td>おおい町</td><td>8,143 人</td></tr>
<tr><td>若狭町</td><td>14,338 人</td></tr>
<tr><td>計</td><td>125,975 人</td></tr>
<tr><td rowspan="3">滋賀県（２市）</td><td>長浜市</td><td>24,436 人</td><td rowspan="3">大阪府・和歌山県
（必要に応じ、三重県、奈良県に協力を求める。）</td></tr>
<tr><td>高島市</td><td>27,354 人</td></tr>
<tr><td>計</td><td>51,790 人</td></tr>
<tr><td rowspan="10">京都府（７市町）</td><td>福知山市</td><td>426 人</td><td rowspan="10">兵庫県・徳島県
（必要に応じ、鳥取県に協力を求める。）</td></tr>
<tr><td>舞鶴市</td><td>79,743 人</td></tr>
<tr><td>綾部市</td><td>7,717 人</td></tr>
<tr><td>宮津市</td><td>17,185 人</td></tr>
<tr><td>南丹市</td><td>3,351 人</td></tr>
<tr><td>京丹波町</td><td>2,740 人</td></tr>
<tr><td>伊根町</td><td>1,370 人</td></tr>
<tr><td>計</td><td>112,532 人</td></tr>
<tr><td colspan="2">３府県（14 市町）計</td><td>290,297 人</td><td></td></tr>
</table>
２　府の広域避難の受入れ
（１）滋賀県からの要請
滋賀県は、緊急時に県内での避難が困難と判断した場合には、災害の状況や緊急時モニタリング結果等について総合的に判断し、関西方面に避難する必要があると判断した場合、府に対して避難の受入れを要請する。
（２）府の受入れ
滋賀県から広域避難の受入れの要請があったときは、府内各市町村は、下表のとおり受け入れる。なお、放射性物質の放出後においては、原則避難元自治体が実施する避難退域時検査及び簡易除染を完了した住民を受け入れる。
（つづく）</td>
<td>③本文Ｐ１５５
未記述事項の追加
（原子力災害時の広域避難の受入れ）</td>
</tr>
</table>

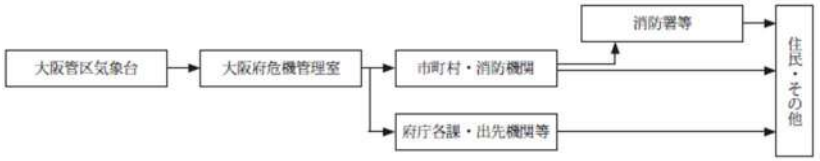
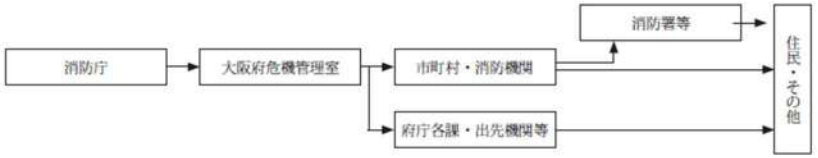
現　行　計　画	修　正　案	備　考
第４編　事故災害応急対策 （新規追加） 第１節　大規模火災応急対策 第２節　中高層建築物災害応急対策 第３節　危険物等災害応急対策 第４節　航空機災害応急対策 第５節　その他災害応急対策	（つづき） （避難元《滋賀県》・避難先《大阪府》マッチング割当）  ※マ：旧マキノ町の地域、今：旧今津町の地域 ３　市の広域避難の受入れ （１）府の割当てに基づき、市は避難者を受入れる。なお、「原子力災害に係る滋賀県広域避難計画」（令和７ 年３ 月）に示す池田市への避難計画は以下のとおり。 ア　避難元及び人口 （ア）計画上の数値であり、当時の状況によって数値の変動が大きいことに留意する。 （イ）　滋賀県高島市マキノ町（旧マキノ小学校区）　411 名 （ウ）　内　訳　　山 中 区：70 名　　下　　区：93 名　　浦　　区：35 名 小荒路区：160 名　　野 口 区：53 名 イ　県外避難先 （ア）　拠点避難所　池田市豊島野公園（天神 1-7-1） （イ）　拠点避難所から各避難所へは避難先市町村が移送する。 （２）市は、広域避難に関する調整を受けた場合、職員の勤務体制を適切に変更するとともに、対応窓口を総合政策部危機管理課に一本化して対応する。 なお、受入れにあたり準備する事項は以下のとおり。 ア　避難要領の詳細な把握（各避難単位毎の出発時刻、移動経路、到着予定時刻、使用車種・　　（つづく）	１４／５３に同じ 本文Ｐ１５６

新　旧　対　照　表（１６／５３）

現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
第４編　事故災害応急対策 （新規追加） 第１節　大規模火災応急対策 第２節　中高層建築物災害応急対策 第３節　危険物等災害応急対策 第４節　航空機災害応急対策 第５節　その他災害応急対策	（つづき） 車両数、人員数、性別、年齢、要配慮その他の考慮事項の有無） イ　拠点避難所（豊島野公園）の受入れ態勢の準備（隣接する池田市民文化会館（アゼリアホール）内及び同駐車場の準備を含む。） ウ　各避難所への配分計画の検討 要配慮者を考慮しつつ、世帯単位の配分を基本として検討する。 この際、受入れに並行して自然災害等が発生した場合に備え、各避難所の収容能力の半分程度を配分数の目安とする。 エ　拠点避難所から各避難所への移送計画の策定 各避難所の配分計画を基礎として、移送計画を策定する。 この際、運送事業者との人員輸送に係る協定を活用するとともに、避難所への移送路の状況に応じ、移送用車両の選定を適切に行う。 （３）前項のほか、各避難所の開設・運営に関する事項は、「第３編　自然災害応急対策」「第 19 節　指定避難所等の開設・運営」等に示すところによるほか、当該広域避難が長期に及ぶことを予期し、避難者の健康及び生活再建支援を着実に実施する。 第２節　大規模火災応急対策 （以下略　、以降順次「節」番号を繰り下げ）	１４／５３に同じ 本文Ｐ１５７
第４編　事故災害応急対策　第２節　大規模火災応急対策 ３　他の消防機関による応援体制 (1)　法令に基づく協定等による応援体制 ク　中国縦貫自動車道路、茨木市、宝塚インターチェンジ間消防相互に関する協定 ケ　新名神高速道路（高槻市～川西市）消防相互応援協定	第４編　事故災害応急対策　第２節　大規模火災応急対策 ３　他の消防機関による応援体制 (1)　法令に基づく協定等による応援体制 ク　中国縦貫自動車道路、茨木市、宝塚インターチェンジ間消防相互に関する協定（同） ケ　新名神高速道路（高槻市～川西市）消防相互応援協定（同）	④本文Ｐ１５８ 脱字の修正

~~付編１　東海地震の警戒宣言に伴う対応~~（削除） ~~付編２　南海トラフ地震に関する臨時情報発表時の対応~~（削除） （新規作成）	付編　南海トラフ地震防災対策推進計画 １　推進計画の目的 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14 年法律第92 号。以下「法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。 ２　推進地域 本市は、法第３条第１項の規定に基づき推進地域に指定されている。（令和7 年7 月2 日内閣府告示第107 号） ３　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 本市域に係る地震防災に関し、本市域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第１編　総則」「第４節　市及び防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。 ４　地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 「第２編　災害予防計画」「第１章　災害に強いまちづくり」及び「第２章　防災体制の整備」に定めるところによる。 ５　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 (1)　南海トラフ地震臨時情報について 気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM 6.8 以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表する。（これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下「後発地震」という。） また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。 ア　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM 8.0 以上の地震が発生したと評価された場合、後発地震の発生の可能性が相対的に高まっている旨を示す「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表 イ　南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM 7.0 以上M 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 ｋｍ程度までの範囲でM 7.0 以上の地震（ただし、プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生し、又は、南海トラフ沿いの （つづく）	③本文Ｐ１７８ 記述内容の不足事項を補完 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第92号）に基づき、本市は「推進地域」に指定されており、これにより「推進計画」の作成が義務付けられている。 （推進計画作成の必要性、付編２の記述内容の充実） ・Ｈ２９から「南海トラフ地震に関する情報」の運用開始に伴い、従来の「東海地震に関する情報」の発表は廃止 （付編１の削除） ・内閣府が公表している「南海トラフ地震防災対策推進計画作成例」及び近隣自治体の計画を参考に作成

現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
（新規作成）	（つづき） 想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平時と比べて相対的に高まっている旨を示す「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を発表 ウ　「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」及び「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」のいずれの発表条件を満たさなかった場合、その旨を示す「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」を発表 (2)　防災対応について 市、府、防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は後発地震に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。 ア　庁内の配備体制 南海トラフ臨時情報が発表された場合は、警戒準備体制をとることを基準とし、時間の経過に伴い判明する被害状況等に応じて体制を変更する。 イ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 (ｱ)　警戒措置の期間等 a　警戒措置の期間 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ 8.0 以上の地震の発生から１週間（対象地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。） b　警戒措置の期間終了後 １週間を経過した後は、後発地震に対する警戒措置は原則終了し、推進地域においては更に１ 週間、後発地震に対する注意措置（次項(ｲ) b・ｃをいう。）をとる。 当該期間経過後は、後発地震に対する注意措置は原則終了する。 (ｲ)　警戒措置の内容 a　後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保 b　日頃からの地震の備えの再確認（避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等） c　行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検 ウ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 (ｱ)　注意措置の期間等 a　注意措置の期間 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ 7.0 以上Ｍ 8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 ｋｍ程度までの範囲でＭ 7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）の発生から１週間（対象地震発生から 168 時間経過した以降の正時までの期間、以 （つづく）	１７／５３に同じ 本文Ｐ１７９

現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
（新規作成）	（つづき） 下同じ。）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間 b　注意措置の期間終了後 後発地震に対する注意措置は原則終了する。 （ｲ）　注意措置の内容 a　日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認　等） b　行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検 (3)　「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について ア　伝達情報及び系統 （ｱ）　南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）発表時の伝達系統  （ｲ）　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統  イ　伝達事項 （ｱ）　南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意・調査終了）の内容 （ｲ）　国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容 (4)　市の管理施設における当面の措置の基準 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市が管理する施設における当面の措置の基準は次のとおりとする。 ア　南海トラフ地震臨時情報の入場者等への伝達 イ　災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保 ウ　入場者等の安全確保のための退避等の措置 エ　備品等の転倒、落下防止措置 オ　出火防止措置 カ　消防用設備・資材の点検、準備 （つづく）	１７／５３に同じ 本文Ｐ１８０

現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
（新規作成）	（つづき） キ　非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話など情報を入手するための機器の準備 ク　各施設の緊急点検 ケ　指定避難所となる施設における必要な資機材の搬入、準備 6　関係者との連携協力の確保に関する事項 (1)　資機材、人員等の配備手配 ア　市は、平素から資機材・物資の備蓄に努めるほか、地震発生後は自らの緊急調達や府への要請により所要の資機材・物資を確保する。このため、あらかじめ関係事業者等と物資・資機材の調達・提供及び輸送に係る協定を整備する。 イ　人員等 市は、職員に対し災害発生時における配置及び任務について、毎年度当初に「災害対策用組織編制名簿」により明示し、災害対策本部の初動の円滑化を図る。 また、被害状況から予想される所要に応じて、府、近隣市町及び災害応援協定自治体に対して応援要請を行う。細部は、「第３ 編　自然災害応急対策」「第６ 節　広域応援等の要請・受入れ」による。 (2)　物資の備蓄・調達 「第２編　災害予防計画」「第２章　防災体制の整備」「第８節　緊急物資確保体制の整備」に定めるところによる。 (3)　帰宅困難者への対応 「第２編　災害予防対策」「第２ 章　防災体制の整備」「第12 節　帰宅困難者支援体制の整備」に定めるところによる。 7　防災訓練に関する事項 (1)　庁内訓練 市は、職員に対する初動対応要領の周知を目的として、大規模地震を想定した防災訓練を実施する。 この際、対象者、訓練時間、場所及び目的等に応じて、資料配布、講義、討議、ビデオ視聴、図上訓練、実動訓練等、目的を効果的に達成できる要領により行う。 (2)　部外との連携訓練 市は、府、関係機関、自主防災組織等と連携して、以下の訓練を行う。 ア　避難所等開設・運営訓練 イ　災害時要配慮者、帰宅困難者等に対する避難誘導訓練 ウ　南海トラフ地震臨時情報等の情報収集・伝達訓練 エ　災害の発生の状況、避難情報等の収集・伝達訓練 オ　救出・救護資材、避難所資材等の取扱訓練 （つづく）	１７／５３に同じ 本文Ｐ１８１

現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
（新規作成）	（つづき） ８　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 　市は、防災関係機関、自主防災組織、事業者等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。 (1)　一般市民に対する教育 　市は、関係機関と協力して、以下のような内容について市民等に対する教育、啓発を実施する。 ア　南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき取られる措置の内容 イ　南海トラフ地震に伴い発生すると予測される地震動及び津波に関する知識 ウ　地震・津波に関する一般的な知識 エ　南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び地震が発生した場合における防災上とるべき行動に関する知識 オ　正確な情報入手の方法 カ　関係機関が講ずる災害応急対策等の内容 キ　各地域における危険個所、土砂災害警戒区域等に関する知識 ク　各地域における避難場所及び避難経路に関する知識 ケ　避難生活に関する知識 コ　生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の日常の備え及び応急処置の要領 サ　住宅・建築物等の耐震診断と必要な耐震改修の内容 (2)　児童、生徒等に対する教育 　市は、関係機関と協力して、以下のような内容について教育を行う。 ア　過去の地震災害の実態 イ　津波の発生条件、高潮・高波との違い ウ　地震・津波が発生した場合の対処の仕方 エ　ハザードマップ等を活用した地域の理解 オ　緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動に関する知識 ９　相談窓口の設置 　市は、具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意する。（相談窓口：総合政策部危機管理課）	１７／５３に同じ 本文Ｐ１８２

新　旧　対　照　表（２２／５３）

現　行　計　画

２　対象施設の範囲

大阪府ＩＩＰにおける対象施設は以下の通り。

区　分	対　象　施　設
社会福祉施設	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障碍者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター　など
学　校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校　など
医療施設	病院、診療所、助産所　など

２　対象施設の範囲

【表3−3 被害想定区域内に在る要配慮者利用施設】
（土砂災害警戒区域等）　　令和７年９月１日現在

No	施設名	住　　所	基礎調査番号	箇所・渓流名
1	スマイルファクトリー	池田市伏尾台２−１１	K20401030	伏尾台（９）
2	ハッピークラブ デイサービス	池田市伏尾町２−１１	K20401030	伏尾台（９）
3	特別養護老人ホーム ハートフルふしお・紅葉館	池田市伏尾町１２−１	K20401100	伏尾（２２）
4	細河保育園	池田市東山町３１２	D20410130	余野川左６（東山中谷）
5	介護付有料老人ホーム レリーサポプラ	池田市東山町５４６	D20410150	余野川左５（東山南谷）
6	ニチイメゾン東山	池田市東山町５５１	D20410150	余野川左５（東山南谷）
7	特別養護老人ホームポプラ	池田市東山町５５５−１	D20410150 D20410160	余野川左５（東山南谷） 余野川左４（余野川左第二支渓）
8	グループホームポプラ東山	池田市東山町５５５−１	D20410150	余野川左５（東山南谷）
9	Kupu Lea（クプレア）	池田市東山町５８９	D20410150	余野川左５（東山南谷）
10	プラチナライフ木部	池田市木部町１４１−２	D20410200	猪名川左６（木部北谷）
11	アルパカ工房	池田市新町６−２	K204000631 K204000770	新町北−１ 新町（７）
12	五月丘こども園	池田市五月丘３−４−１２	D20410270	猪名川右１（八王寺川）
13	池田市立くすのき学園	池田市五月丘３−４−７	D20410270 D20410280	猪名川右１（八王寺川） 猪名川左１右一（五月谷）
14	渋谷中学校	池田市五月丘４−１−１	D20410280 D20410290 D20410300	猪名川左１右一（五月谷） 猪名川左１右二（五月谷支渓） 猪名川左１（荒堀川）
15	はたの保育園	池田市畑１−２２−１	D20410330	猪名川左１左一（才の木川）
16	はっぴーらいふ池田五月山	池田市畑３−１５−８	D20410310 D20410320	猪名川左１左三 猪名川左１左二
17	府立渋谷高校	池田市畑４−１−１	D20410330 D20410340	猪名川左１左一（才の木川） 箕面川右１右一（堂九本川）
18	ｃｏｃｏｒｏ	池田市畑５−１−２０	D20410340	箕面川右１右一（堂九本川）
19	すぎな渋谷	池田市渋谷３−１４−１９	D20410300 D20410330	猪名川左１（荒堀川） 猪名川左１左一（才の木川）
20	グッドタイムリビング 池田緑丘	池田市緑丘１−４−２３	K20401142	緑丘一丁目（３）

修　正　案

２　対象施設の範囲

大阪府ＩＩＰにおける対象施設は以下の通り。

区　分	対　象　施　設
社会福祉施設	老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター　など
学　校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校　など
医療施設	病院、診療所、助産所　など

２　対象施設の範囲

【表3−3 被害想定区域内に在る要配慮者利用施設】
（土砂災害警戒区域等）　　令和８年４月１日現在

No	施設名	住　　所	基礎調査番号	箇所・渓流名
1	特別養護老人ホーム ハートフルふしお・紅葉館	池田市伏尾町１２−１	K20401100	伏尾（２２）
2	細河保育園	池田市東山町３１２	D20410130	余野川左６（東山中谷）
3	介護付有料老人ホーム レリーサポプラ	池田市東山町５４６	D20410150	余野川左５（東山南谷）
4	サルーテポプラ東山	池田市東山町５５１	D20410150	余野川左５（東山南谷）
5	特別養護老人ホームポプラ	池田市東山町５５５−１	D20410150 D20410160	余野川左５（東山南谷） 余野川左４（余野川左第二支渓）
6	グループホームポプラ東山	池田市東山町５５５−１	D20410150	余野川左５（東山南谷）
7	Kupu Lea（クプレア）	池田市東山町５８９	D20410150	余野川左５（東山南谷）
8	プラチナライフ木部	池田市木部町１４１−２	D20410200	猪名川左６（木部北谷）
9	アルパカ工房	池田市新町６−２	K204000631 K204000770	新町北−１ 新町（７）
10	五月丘こども園	池田市五月丘３−４−１２	D20410270	猪名川右１（八王寺川）
11	池田市立くすのき学園	池田市五月丘３−４−７	D20410270 D20410280	猪名川右１（八王寺川） 猪名川左１右一（五月谷）
12	渋谷中学校	池田市五月丘４−１−１	D20410280 D20410290 D20410300	猪名川左１右一（五月谷） 猪名川左１右二（五月谷支渓） 猪名川左１（荒堀川）
13	はたの保育園	池田市畑１−２２−１	D20410330	猪名川左１左一（才の木川）
14	はっぴーらいふ池田五月山	池田市畑３−１５−８	D20410310 D20410320	猪名川左１左三 猪名川左１左二
15	府立渋谷高校	池田市畑４−１−１	D20410330 D20410340	猪名川左１左一（才の木川） 箕面川右１右一（堂九本川）
16	ｃｏｃｏｒｏ	池田市畑５−１−２０	D20410340	箕面川右１右一（堂九本川）
17	すぎな渋谷	池田市渋谷３−１４−１９	D20410300 D20410330	猪名川左１（荒堀川） 猪名川左１左一（才の木川）
18	グッドタイムリビング 池田緑丘	池田市緑丘１−４−２３	K20401142	緑丘一丁目（３）

備　考

⑦関係資料Ｐ１７
誤植の修正

⑤関係資料Ｐ１７

該当条件の再精査に伴う削除

事業者名の変更

新　旧　対　照　表（２３／５３）

現　行　計　画

２　対象施設の範囲

表３－３　被害想定区域内に在る要配慮者利用施設

（浸水区域内）

No	河川	施設名	住所	備考
※37	余野川	特別養護老人ホーム ハートフルふしお	池田市伏尾町１２－１	余野川　早期立退き
※38	余野川	介護付有料老人ホームレリーサポプラ	池田市東山町５４６	余野川　3.0m未満
※39	余野川	ニチイメゾン東山	池田市東山町５５１	余野川　3.0m未満
※40	余野川	特別養護老人ホームポプラ	池田市東山町５５５－１	余野川　3.0m未満
※41	余野川	グループホームポプラ東山	池田市東山町５５５－１	余野川　3.0m未満
※42	余野川	Kupu Lea(クプレア)	池田市東山町５８９	余野川　3.0m未満
43	箕面川	ウキウキはなさく石橋教室	池田市井口堂1－6－19－1F	箕面川　0.5m未満
44	箕面川	リハビリデイゆいいしばし	池田市井口堂1－10－19	箕面川　3.0m未満
45	箕面川	ふくまるキッズ園	池田市井口堂1－10－25	箕面川　3.0m未満
46	箕面川	スーパー・コートプレミアム池田	池田市井口堂3－1－9	箕面川　早期立退き
47	箕面川	石橋小学校	池田市井口堂3－3－30	箕面川　3.0m未満
48	箕面川	石橋留守家庭児童会	池田市井口堂3－3－30	箕面川　3.0m未満
49	箕面川	石橋中学校	池田市井口堂3－6－1	箕面川　0.5m未満
50	箕面川	介護付有料老人ホーム花咲池田21	池田市井口堂3－7－14	箕面川　早期立退き
51	箕面川	デイサービス季節めぐり	池田市井口堂3－10－7	箕面川　3.0m未満
52	箕面川	ラ・セゾン	池田市井口堂3－10－7	箕面川　3.0m未満
53	箕面川	石橋商店街デイサービスセンター	池田市石橋1－3－2	箕面川　3.0m未満
54	箕面川	ウールズ石橋	池田市石橋1－23－16	箕面川　3.0m未満
55	箕面川	わくわく保育園	池田市石橋2－12－11	箕面川　0.5m未満
56	箕面川	石橋文化幼稚園	池田市石橋2－12－12	箕面川　0.5m未満
57	箕面川	天神保育園	池田市天神1－1－13	箕面川　0.5m未満
58	箕面川	宣真認定こども園	池田市天神1－1－41	箕面川　0.5m未満
59	箕面川	あんじゅデイサービスセンター池田	池田市天神1－2－5	箕面川　0.5m未満
60	箕面川	ぶるーべりー池田	池田市天神1－3－12	箕面川　3.0m未満
61	箕面川	箕病院	池田市天神1－5－22	箕面川　3.0m未満
62	箕面川	箕病院老人保健施設	池田市天神1－5－22	箕面川　3.0m未満
63	箕面川	マックシール箕病院院内保育室	池田市天神1－6－22－2F	箕面川　3.0m未満
64	箕面川	いく歩デイサービス石橋	池田市天神2－1－3	箕面川　3.0m未満
65	箕面川	箕病院通所介護事業所「天神の家」	池田市天神2－3－7	箕面川　3.0m未満
66	箕面川	箕病院リハビリテーション特化型 デイサービス	池田市天神2－3－7－1	箕面川　3.0m未満
67	箕面川	住吉保育園	池田市住吉1－5－8	箕面川　3.0m未満
68	箕面川	D－Festa池田住吉	池田市住吉1－16－7	箕面川　3.0m未満
69	箕面川	私立宣真高校	池田市荘園2－3－12	箕面川　0.5m未満
70	箕面川	リハビリ・デイサービスSATOみなみ	池田市荘園2－5－14	箕面川　0.5m未満
71	箕面川	府立園芸高校	池田市八王寺2－5－1	箕面川　0.5m未満
72	箕面川	北豊島中学校	池田市豊島北１－１－１	箕面川　0.5m未満
73	箕面川	はっぴーらいふ池田	池田市豊島北1－6－5	箕面川　3.0m未満
74	箕面川	リハビリテーションデイサービス SUN	池田市豊島北2－1－22	箕面川　3.0m未満
75	箕面川	ヒビオ池田	池田市豊島北2－5－7	箕面川　3.0m未満
76	箕面川	デイサービス梅の香	池田市豊島北2－7－19	箕面川　3.0m未満
77	箕面川	北豊島小学校	池田市豊島北２－１２－１	箕面川　3.0m未満
78	箕面川	北豊島留守家庭児童会	池田市豊島北２－１２－１	箕面川　3.0m未満
79	箕面川	ニチイメゾン北豊島	池田市豊島北２－１３－２	箕面川　3.0m未満
80	箕面川	エベッサ池田	池田市豊島南２－１２－１０	箕面川　0.5m未満
81	箕面川	松竹デイサービスセンター	池田市神田２－１７－７	箕面川　0.5m未満
82	箕面川	ニチイケアセンター夫婦池 ニチイライフケア夫婦池ショートステイ	池田市神田３－２０－１５	箕面川　0.5m未満
83	箕面川	あいあい	池田市神田３－２０－１６	箕面川　0.5m未満
84	内水	ワークスペースさつき	池田市鉢塚３－１１－２４	浸水高　0.5m未満

※：対象災害種別が複数の施設

修　正　案

２　対象施設の範囲

表３－３　被害想定区域内に在る要配慮者利用施設

（浸水区域内）

No	河川	施設名	住所	備考
※38	余野川	特別養護老人ホーム ハートフルふしお	池田市伏尾町１２－１	余野川　早期立退き
※39	余野川	介護付有料老人ホームレリーサポプラ	池田市東山町５４６	余野川　3.0m未満
※40	余野川	サルーテポプラ東山	池田市東山町５５１	余野川　3.0m未満
※41	余野川	特別養護老人ホームポプラ	池田市東山町５５５－１	余野川　3.0m未満
※42	余野川	グループホームポプラ東山	池田市東山町５５５－１	余野川　3.0m未満
※43	余野川	Kupu Lea(クプレア)	池田市東山町５８９	余野川　3.0m未満
44	箕面川	ウキウキはなさく石橋教室	池田市井口堂1－6－19－1F	箕面川　0.5m未満
45	箕面川	リハビリデイゆいいしばし	池田市井口堂1－10－19	箕面川　3.0m未満
46	箕面川	ふくまるキッズ園	池田市井口堂1－10－25	箕面川　3.0m未満
47	箕面川	スーパー・コートプレミアム池田	池田市井口堂3－1－9	箕面川　早期立退き
48	箕面川	石橋小学校	池田市井口堂3－3－30	箕面川　3.0m未満
49	箕面川	石橋留守家庭児童会	池田市井口堂3－3－30	箕面川　3.0m未満
50	箕面川	石橋中学校	池田市井口堂3－6－1	箕面川　0.5m未満
51	箕面川	介護付有料老人ホーム花咲池田21	池田市井口堂3－7－14	箕面川　早期立退き
52	箕面川	デイサービス季節めぐり	池田市井口堂3－10－7	箕面川　3.0m未満
53	箕面川	ラ・セゾン	池田市井口堂3－10－7	箕面川　3.0m未満
54	箕面川	石橋商店街デイサービスセンター	池田市石橋1－3－2	箕面川　3.0m未満
55	箕面川	ウールズ石橋	池田市石橋1－23－16	箕面川　3.0m未満
56	箕面川	わくわく保育園	池田市石橋2－12－11	箕面川　0.5m未満
57	箕面川	石橋文化幼稚園	池田市石橋2－12－12	箕面川　0.5m未満
58	箕面川	天神保育園	池田市天神1－1－13	箕面川　0.5m未満
59	箕面川	宣真認定こども園	池田市天神1－1－41	箕面川　0.5m未満
60	箕面川	あんじゅデイサービスセンター池田	池田市天神1－2－5	箕面川　0.5m未満
61	箕面川	ぶるーべりー池田	池田市天神1－3－12	箕面川　3.0m未満
62	箕面川	箕病院	池田市天神1－5－22	箕面川　3.0m未満
63	箕面川	箕病院老人保健施設	池田市天神1－5－22	箕面川　3.0m未満
64	箕面川	マックシール箕病院院内保育室	池田市天神1－6－22－2F	箕面川　3.0m未満
65	箕面川	いく歩デイサービス石橋	池田市天神2－1－3	箕面川　3.0m未満
66	箕面川	箕病院通所介護事業所「天神の家」	池田市天神2－3－7	箕面川　3.0m未満
67	箕面川	箕病院リハビリテーション特化型 デイサービス	池田市天神2－3－7－1	箕面川　3.0m未満
68	箕面川	住吉保育園	池田市住吉1－5－8	箕面川　3.0m未満
69	箕面川	D－Festa池田住吉	池田市住吉1－16－7	箕面川　3.0m未満
70	箕面川	私立宣真高校	池田市荘園2－3－12	箕面川　0.5m未満
71	箕面川	リハビリ・デイサービスSATOみなみ	池田市荘園2－5－14	箕面川　0.5m未満
72	箕面川	府立園芸高校	池田市八王寺2－5－1	箕面川　0.5m未満
73	箕面川	北豊島中学校	池田市豊島北１－１－１	箕面川　0.5m未満
74	箕面川	はっぴーらいふ池田	池田市豊島北1－6－5	箕面川　3.0m未満
75	箕面川	リハビリテーションデイサービス SUN	池田市豊島北2－1－22	箕面川　3.0m未満
76	箕面川	ヒビオ池田	池田市豊島北2－5－7	箕面川　3.0m未満
77	箕面川	デイサービス梅の香	池田市豊島北2－7－19	箕面川　3.0m未満
78	箕面川	北豊島小学校	池田市豊島北２－１２－１	箕面川　3.0m未満
79	箕面川	北豊島留守家庭児童会	池田市豊島北２－１２－１	箕面川　3.0m未満
80	箕面川	ニチイメゾン北豊島	池田市豊島北２－１３－２	箕面川　3.0m未満
81	箕面川	デイサービス　エベッサ池田	池田市豊島南２－１２－１０	箕面川　0.5m未満
82	箕面川	ニチイケアセンター夫婦池 ニチイライフケア夫婦池ショートステイ	池田市神田３－２０－１５	箕面川　0.5m未満
83	箕面川	あいあい	池田市神田３－２０－１６	箕面川　0.5m未満
84	内水	ワークスペースさつき	池田市鉢塚３－１１－２４	浸水高　0.5m未満

※：対象災害種別が複数の施設

備　考

⑤関係資料Ｐ１９

事業所の移転に伴う削除
（移転先は非該当）

事業者名の変更

新 旧 対 照 表（２４／５３）

現 行 計 画

２　対象施設の範囲

【表３－４　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の公共施設等】

令和７年４月１日現在

No	施設名	住　　所	基礎調査番号	箇所・渓流名
1	伏尾台低配水池	池田市伏尾台 １－２１－２６	K20400970	伏尾台（３）
			K20400980	伏尾台（４）
2	伏尾台第2汚水中継ポンプ場	池田市伏尾台１－１８０	K20400990	伏尾台（５）
3	旧伏尾台小学校	池田市伏尾台２－１１	K20401030	伏尾台（９）
4	府立池田北高校跡地	池田市伏尾台２－１２	K20401020	伏尾台（８）
			K20401120	伏尾台（１３）
5	伏尾台高配水池	池田市伏尾台２－１３	K20401120	伏尾台（１３）
6	伏尾台配水場	池田市伏尾台５－２－１	K20401130	伏尾台（１４）
7	伏尾会館	池田市伏尾町１１－８	K20400940	伏尾（３）
8	吉田会館	池田市吉田町２２７	D20410030	余野川右２
9	細河コミュニティセンター	池田市東山町６１７－１	D20410150	余野川左５（東山南谷）
10	中川原会館	池田市中川原町６－５７	K20400730	中川原町（１）
11	ＪＡ大阪北部　細河支店	池田市中川原３３１－１	D20410170	余野川左３（中川原川）
12	旧細河小学校	池田市中川原町４９８	K20400750	木部（７）
			D20410170	余野川左３（中川原川）
13	木部会館	池田市木部町１３６	D20410200	猪名川左６（木部北谷）
14	五月山公園事務所一帯	池田市綾羽２－５－３３	D20410230	猪名川左３（枇杷谷）
15	五月丘会館	池田市五月丘２－４－１	D20410270	猪名川右１（八王寺川）
16	渋谷会館	池田市渋谷３－３－１８	D20410300	猪名川左１（荒堀川）
17	秦野分団	池田市渋谷３－１５－１２	D20410300	猪名川左１（荒堀川）
18	畑会館	池田市畑３－１５－２０	D20410320	猪名川左１左二
19	旭丘会館	池田市旭丘３－７－１３	K20401140	旭丘三丁目
20	水月児童文化センター	池田市鉢塚３－４－１３	K20401150	鉢塚三丁目（１）

修　正　案

２　対象施設の範囲

【表３－４　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内の公共施設等】

令和８年４月１日現在

No	施設名	住　　所	基礎調査番号	箇所・渓流名
1	伏尾台低配水池	池田市伏尾台 １－２１－２６	K20400970	伏尾台（３）
			K20400980	伏尾台（４）
2	伏尾台第2汚水中継ポンプ場	池田市伏尾台１－１８０	K20400990	伏尾台（５）
3	旧伏尾台小学校	池田市伏尾台２－１１	K20401030	伏尾台（９）
4	府立池田北高校跡地	池田市伏尾台２－１２	K20401020	伏尾台（８）
			K20401120	伏尾台（１３）
5	伏尾台高配水池	池田市伏尾台２－１３	K20401120	伏尾台（１３）
6	伏尾台配水場	池田市伏尾台５－２－１	K20401130	伏尾台（１４）
7	伏尾会館	池田市伏尾町１１－８	K20400940	伏尾（３）
8	吉田会館	池田市吉田町２２７	D20410030	余野川右２
9	細河コミュニティセンター （令和８年９月３０日供用廃止）	池田市東山町６１７－１	D20410150	余野川左５（東山南谷）
10	中川原会館	池田市中川原町６－５７	K20400730	中川原町（１）
11	ＪＡ大阪北部　細河支店	池田市中川原３３１－１	D20410170	余野川左３（中川原川）
12	旧細河小学校	池田市中川原町４９８	K20400750	木部（７）
			D20410170	余野川左３（中川原川）
13	木部会館	池田市木部町１３６	D20410200	猪名川左６（木部北谷）
14	五月山公園事務所一帯	池田市綾羽２－５－３３	D20410230	猪名川左３（枇杷谷）
15	五月丘会館	池田市五月丘２－４－１	D20410270	猪名川右１（八王寺川）
16	渋谷会館	池田市渋谷３－３－１８	D20410300	猪名川左１（荒堀川）
17	秦野分団	池田市渋谷３－１５－１２	D20410300	猪名川左１（荒堀川）
18	畑会館	池田市畑３－１５－２０	D20410320	猪名川左１左二
19	旭丘会館 （令和９年３月３１日供用廃止）	池田市旭丘３－７－１３	K20401140	旭丘三丁目
20	水月児童文化センター	池田市鉢塚３－４－１３	K20401150	鉢塚三丁目（１）

備　考

⑥関係資料Ｐ２０

市の施策の反映

現 行 計 画

２　対象施設の範囲

【表３－５　浸水区域内の公共施設等】

No	河川	施設名	住所	備考
13	猪名川	古江浄水場	池田市古江町１６０	猪名川　3.0m未満
14		排水処理場	池田市木部町４８８	猪名川　早期立退き
15		市民活動交流センター	池田市新町１－８	猪名川　0.5m未満
16		槻木会館	池田市槻木町２	猪名川　3.0m未満
17		池田駅前北会館	池田市菅原町３－１－３０５	猪名川　0.5m未満
18		室町会館	池田市室町７－１３	猪名川　3.0m未満
19		姫室・室町会館	池田市姫室町３－１	猪名川　3.0m未満
20		池田駅前南会館	池田市呉服町１－１－２１１	猪名川　3.0m未満
21		呉服会館	池田市呉服町１１－１	猪名川　3.0m未満
22		満寿美会館	池田市満寿美町５－２	猪名川　0.5m未満
23		呉服分団	池田市満寿美町５－２	猪名川　0.5m未満
24		桃園会館	池田市桃園１－９－１２	猪名川　3.0m未満
25		火葬場	池田市桃園２－２－５	猪名川　3.0m未満
26		斎場	池田市桃園２－２－５	猪名川　3.0m未満
27		やすらぎ会館	池田市桃園２－２－５	猪名川　3.0m未満
28		業務センター	池田市桃園２－３－１	猪名川　3.0m未満
29		猪名川運動公園事務所	池田市桃園２－１７８２	猪名川　3.0m未満
30		脇塚会館	池田市神田２－１８－３２	猪名川　3.0m未満 箕面川　0.5m未満
31		北神田会館	池田市神田２－２１－２８	猪名川　5.0m未満 箕面川　0.5m未満
32		神田会館	池田市神田３－５－１６	猪名川　5.0m未満 箕面川　3.0m未満
33		河原島会館	池田市神田３－５－２１	猪名川　1日以上浸水 箕面川　0.5m未満
34		中之嶋会館	池田市神田３－８－１２	猪名川　1日以上浸水 箕面川　3.0m未満
35		早苗の森会館	池田市神田４－７－２	猪名川　3.0m未満
36		宮之原会館	池田市神田４－１０－１０	猪名川　3.0m未満
37		神田分団	池田市神田４－１７－２２	猪名川　3.0m未満
38		神田事務所	池田市神田４－１９－８	猪名川　1日以上浸水
39		施設管理センター	池田市神田４－１９－８	猪名川　1日以上浸水
40		下水処理場	池田市ダイハツ町３－１	猪名川　1日以上浸水 箕面川　3.0m未満
41	余野川	細河分団	池田市東山町５９７－３	余野川　3.0m未満
42		細河コミュニティセンター	池田市東山町６１７－１	余野川　0.5m未満
43		ＪＡ大阪北部　細河支店	池田市中川原３３１－１	余野川　0.5m未満
44		古江浄水場	池田市古江町１６０	余野川　3.0m未満
45		排水処理場	池田市木部町４８８	余野川　0.5m未満

修 正 案

２　対象施設の範囲

【表３－５　浸水区域内の公共施設等】

No	河川	施設名	住所	備考
13	猪名川	古江浄水場	池田市古江町１６０	猪名川　3.0m未満
14		排水処理場	池田市木部町４８８	猪名川　早期立退き
15		市民活動交流センター	池田市新町１－８	猪名川　0.5m未満
16		槻木会館	池田市槻木町２	猪名川　3.0m未満
17		池田駅前北会館	池田市菅原町３－１－３０５	猪名川　0.5m未満
18		室町会館	池田市室町７－１３	猪名川　3.0m未満
19		姫室・室町会館	池田市姫室町３－１	猪名川　3.0m未満
20		池田駅前南会館	池田市呉服町１－１－２１１	猪名川　3.0m未満
21		呉服会館	池田市呉服町１１－１	猪名川　3.0m未満
22		満寿美会館	池田市満寿美町５－２	猪名川　0.5m未満
23		呉服分団	池田市満寿美町５－２	猪名川　0.5m未満
24		桃園会館	池田市桃園１－９－１２	猪名川　3.0m未満
25		火葬場	池田市桃園２－２－５	猪名川　3.0m未満
26		斎場	池田市桃園２－２－５	猪名川　3.0m未満
27		やすらぎ会館	池田市桃園２－２－５	猪名川　3.0m未満
28		業務センター	池田市桃園２－３－１	猪名川　3.0m未満
29		猪名川運動公園事務所	池田市桃園２－１７８２	猪名川　3.0m未満
30		脇塚会館	池田市神田２－１８－３２	猪名川　3.0m未満 箕面川　0.5m未満
31		北神田会館	池田市神田２－２１－２８	猪名川　5.0m未満 箕面川　0.5m未満
32		神田会館	池田市神田３－５－１６	猪名川　5.0m未満 箕面川　3.0m未満
33		河原島会館	池田市神田３－５－２１	猪名川　1日以上浸水 箕面川　0.5m未満
34		中之嶋会館	池田市神田３－８－１２	猪名川　1日以上浸水 箕面川　3.0m未満
35		早苗の森会館	池田市神田４－７－２	猪名川　3.0m未満
36		宮之原会館	池田市神田４－１０－１０	猪名川　3.0m未満
37		神田分団	池田市神田４－１７－２２	猪名川　3.0m未満
38		神田事務所	池田市神田４－１９－８	猪名川　1日以上浸水
39		施設管理センター	池田市神田４－１９－８	猪名川　1日以上浸水
40		下水処理場	池田市ダイハツ町３－１	猪名川　1日以上浸水 箕面川　3.0m未満
41	余野川	細河分団	池田市東山町５９７－３	余野川　3.0m未満
42		細河コミュニティセンター （令和８年９月３０日供用廃止）	池田市東山町６１７－１	余野川　0.5m未満
43		ＪＡ大阪北部　細河支店	池田市中川原３３１－１	余野川　0.5m未満
44		古江浄水場	池田市古江町１６０	余野川　3.0m未満
45		排水処理場	池田市木部町４８８	余野川　0.5m未満

備　考

⑥関係資料Ｐ２１

市の施策の反映

現 行 計 画

４－２　ため池

現在、市内の主要ため池は１５カ所となっており、うち重要水防ため池３カ所、要水防ため池４カ所となっている。

【表４－４　主要ため池一覧表】　平成30年4月1日現在

図面番号	名　称	所　在　地	所有者(管理者)	堤防延長(m)	堤高(m)	貯水量(㎥)
1	長尾池	吉田町	池田市(細河地区水利権者連合会)	80	2.0	10,900
2※C	尻池	畑３丁目	秦野土地改良区(秦野土地改良区)	93.0	12.0	82,000
3	中池	畑３丁目	畑財産区(秦野土地改良区)	115.0	11.3	86,000
4	皿池	畑３丁目	畑財産区(秦野土地改良区)	35.0	10.0	90,000
5	眠谷池	畑３丁目	畑財産区(秦野土地改良区)	60.0	11.0	37,400
6	藤ケ谷池	畑３丁目	畑財産区(秦野土地改良区)	30.0	5.0	7,800
7※C	新池	渋谷２丁目	下渋谷財産区（下渋谷農業実行組合）	60	5.5	8,600
8	舟池	鉢塚３丁目	才田財産区（才尊農業実行組合）	50	3.5	9,100
9※B	二尾池	鉢塚３丁目	池田市（才尊農業実行組合）	54	10.5	21,000
10※B	中山池	石橋３丁目	大阪大学(大阪大学財務部資算決算課)	105	6.1	30,200
11	寺池	五月丘４丁目	池田市(下渋谷農業実行組合)	47	2.6	1,300
12	長谷池	吉田町	吉田財産区（吉田財産区）	100	6.0	9,800
13※B	宮ノ前池	住吉２丁目	大阪府（四ケ村水利組合）	450	5.4	33,700
A※C	ぬま池	古江町	池田市	32.5	2.8	800

※B:重要な水防ため池
※C:要水防ため池

修　正　案

４－２　ため池

現在、市内の主要ため池は１６カ所となっており、うち重要水防ため池３カ所、要水防ため池４カ所となっている。

【表４－４　主要ため池一覧表】　令和８年４月１日現在

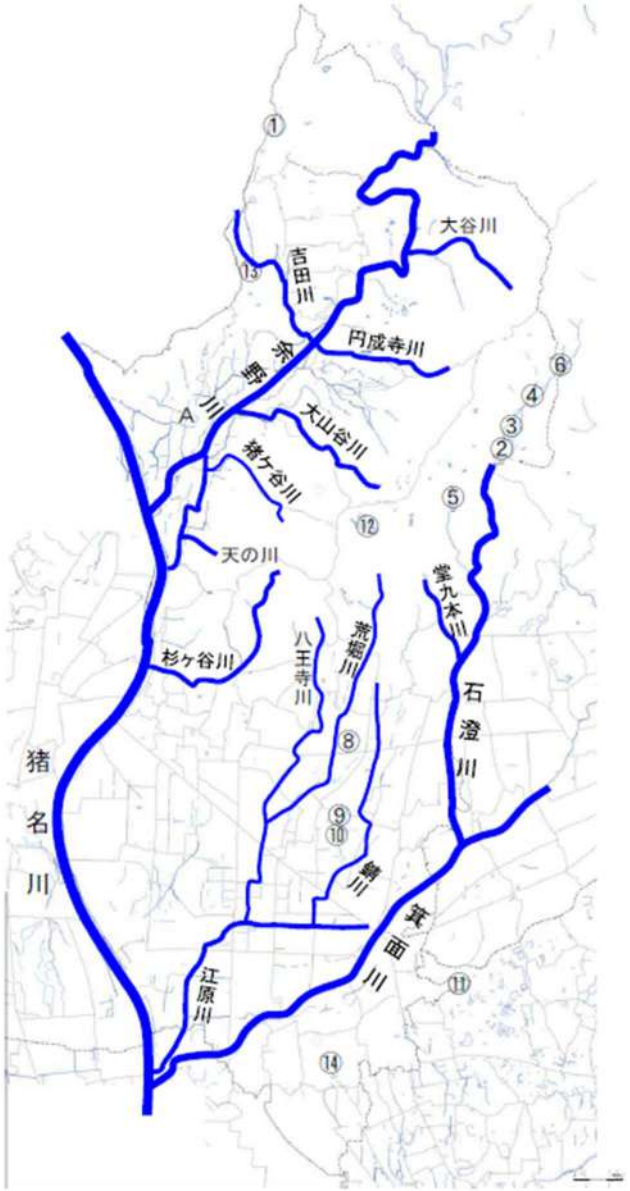
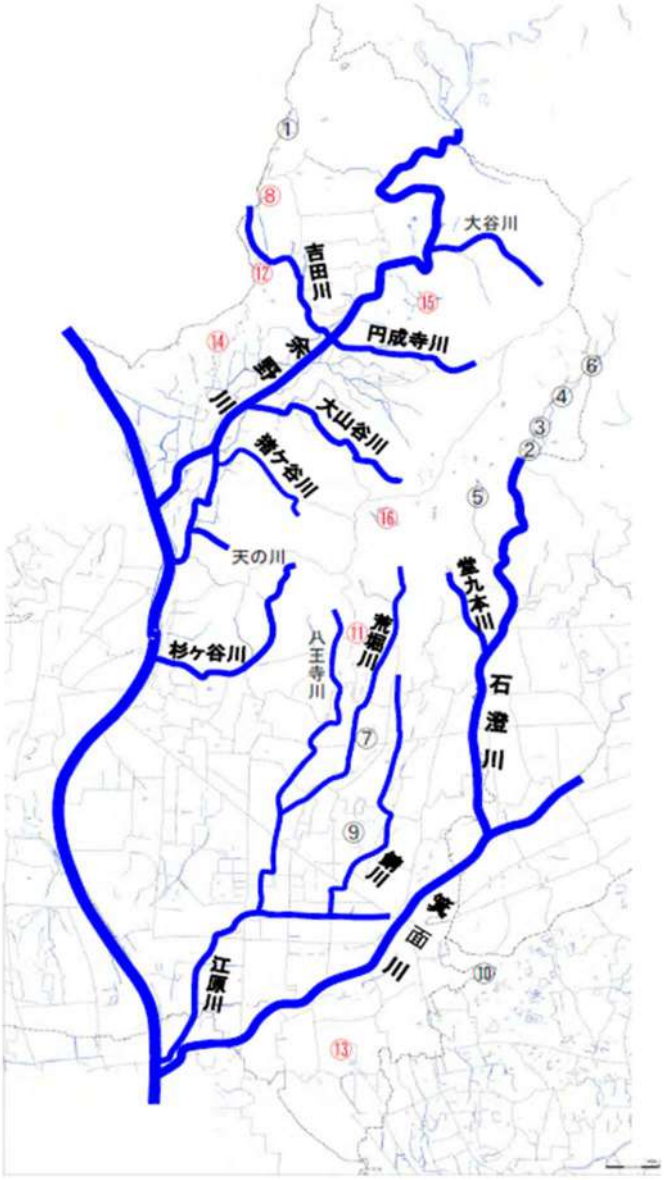
図面番号	名　称	所　在　地	所有者(管理者)	堤防延長(m)	堤高(m)	貯水量(㎥)
1	長尾池	吉田町	池田市(細河地区水利権者連合会)	80.0	2.0	10,900
2※B	尻池	畑３丁目	秦野土地改良区(秦野土地改良区)	93.4	8.0	82,200
3	中池	畑３丁目	畑財産区(秦野土地改良区)	126.4	11.5	86,500
4	皿池	畑３丁目	畑財産区(秦野土地改良区)	35.0	10.0	90,000
5	眠谷池	畑３丁目	畑財産区(秦野土地改良区)	60.0	11.0	37,400
6	藤ケ谷池	畑３丁目	畑財産区(秦野土地改良区)	30.0	5.0	7,800
7※B	新池	渋谷２丁目	下渋谷財産区（下渋谷農業実行組合）	60.0	5.5	8,600
8	開拓池	伏尾台１丁目	池田市（池田市）	6.1	5.0	1,800
9※A	二尾池	鉢塚３丁目	池田市（才尊農業実行組合）	54.0	10.5	21,000
10※A	中山池	石橋３丁目	大阪大学(大阪大学)	106.0	4.6	30,200
11※B	寺池	五月丘４丁目	池田市(池田市)	23.0	4.1	864
12	長谷池	吉田町	吉田財産区（吉田財産区）	100.0	6.0	9,800
13※A	宮ノ前池	住吉２丁目	大阪府（四ケ村水利組合）	450.0	5.4	33,700
14※B	沼池	古江町	池田市（池田市）	30.0	5.0	1,800
15	大池	伏尾町	共同所有（共同管理）	40.0	6.0	1,900
16	丸池	畑３丁目	上渋谷財産区（上渋谷農業組合）	30.0	10.0	23,600

※A:重要な水防ため池
※B:要水防ため池

備　考

⑤関係資料Ｐ２５

経年変化に伴う更新

現 行 計 画	修 正 案	備 考
【図４－１　河川、ため池分布図】 	【図４－１　河川、ため池分布図】 	⑤関係資料Ｐ２６ 経年変化に伴う修正

新 旧 対 照 表（２８／５３）

現 行 計 画

５－１　池田市地域防災無線

【表５－１　池田市防災行政無線（移動系）】　令和７年８月１日現在

番号	種別	設置場所	番号	種別	設置場所
101	指令	(総合政策部)危機管理課	504	可搬	池田小学校
102	可搬	(総合政策部)危機管理課	505	可搬	呉服小学校
111	車載	(総合政策部)危機管理課　青パト	506	可搬	神田小学校
112	車載	(総合政策部)危機管理課　青パト	507	可搬	北豊島小学校
113	車載	(総合政策部)危機管理課　青パト	508	可搬	石橋南小学校
114	車載	(総務部)総務課	509	可搬	石橋小学校
123	携帯	(総合政策部)危機管理課	510	可搬	緑丘小学校
124	携帯	(総合政策部)危機管理課	511	可搬	秦野小学校
125	携帯	(総合政策部)危機管理課	512	可搬	ほそごう学園
126	携帯	(総合政策部)危機管理課	513	可搬	池田中学校
127	携帯	(総合政策部)危機管理課	514	可搬	北豊島中学校
128	携帯	(総合政策部)危機管理課	515	可搬	石橋中学校
129	携帯	(総合政策部)危機管理課	516	可搬	渋谷中学校
130	携帯	(総合政策部)危機管理課	517	可搬	宜真高校
131	携帯	(総合政策部)危機管理課	519	可搬	園芸高校
210	車載	(総務部)総務課	520	可搬	池田高校
211	車載	(総務部)総務課	521	可搬	渋谷高校
212	車載	(総務部)総務課	531	携帯	菅原町防災会
213	車載	(総務部)総務課	532	可搬	石橋保育所
214	車載	(総務部)総務課	533	携帯	西本町自主防災会
215	車載	(総務部)総務課	534	可搬	古江保育所
216	車載	(上下水道部)水道工務課	535	携帯	南畑公園自主防災会
207	可搬	(都市整備部)交通道路課	536	可搬	ひかりこども園
208	可搬	(まちづくり環境部)環境政策課	537	携帯	空港１丁目自主防災会
209	可搬	(子ども・健康部)幼児保育課	540	可搬	やまばと学園
217	車載	(上下水道部)用地管理課	542	可搬	なかよしこども園
218	車載	(都市整備部)土木管理課	543	携帯	池田市消防本部警防救急課
219	車載	(都市整備部)みどり農政課	103	指令	池田市消防本部
220	車載	(都市整備部)土木管理課	104	可搬	池田市消防分団本部
221	車載	(都市整備部)みどり農政課	105	可搬	消防署細河分署
201	可搬	(総務部)秘書課	110	車載	池田市消防署
202	可搬	(総合政策部)広報公聴課	115	車載	(池田市消防団)細河分団
206	可搬	(教育委員会)教育総務課	135	携帯	(池田市消防団)細河分団
203	可搬	(福祉部)高齢・福祉総務課	116	車載	(池田市消防団)池田分団
222	車載	(福祉部)高齢・福祉総務課	136	車載	(池田市消防団)池田分団
204	可搬	(上下水道部)水道工務課	117	携帯	(池田市消防団)呉服分団
205	可搬	(上下水道部)総務課	137	車載	(池田市消防団)呉服分団
223	車載	(上下水道部)水道工務課	118	携帯	(池田市消防団)神田分団
224	車載	(上下水道部)水道工務課	138	車載	(池田市消防団)神田分団
226	車載	営繕車	119	携帯	(池田市消防団)北豊島分団
227	車載	営繕車	139	車載	(池田市消防団)北豊島分団
503	可搬	五月丘小学校	120	携帯	(池田市消防団)鉢塚分団

（つづく）

修 正 案

５－１　池田市地域防災無線

【表５－１　池田市防災行政無線（移動系）】　令和８年４月１日現在

番号	種別	設置場所	番号	種別	設置場所
101	指令	(総合政策部)危機管理課	504	可搬	池田小学校
102	可搬	(総合政策部)危機管理課	505	可搬	呉服小学校
111	車載	(総合政策部)危機管理課　青パト	506	可搬	神田小学校
112	車載	(総合政策部)危機管理課　青パト	507	可搬	北豊島小学校
113	車載	(総合政策部)危機管理課　青パト	508	可搬	石橋南小学校
114	車載	(総務部)総務課	509	可搬	石橋小学校
123	携帯	(総合政策部)危機管理課	510	可搬	緑丘小学校
124	携帯	(総合政策部)危機管理課	511	可搬	秦野小学校
125	携帯	(総合政策部)危機管理課	512	可搬	ほそごう学園
126	携帯	(総合政策部)危機管理課	513	可搬	池田中学校
127	携帯	(総合政策部)危機管理課	514	可搬	北豊島中学校
128	携帯	(総合政策部)危機管理課	515	可搬	石橋中学校
129	携帯	(総合政策部)危機管理課	516	可搬	渋谷中学校
130	携帯	(総合政策部)危機管理課	517	可搬	宜真高校
131	携帯	(総合政策部)危機管理課	519	可搬	園芸高校
210	車載	(総務部)総務課	520	可搬	池田高校
211	車載	(総務部)総務課	521	可搬	渋谷高校
212	車載	(総務部)総務課	531	携帯	菅原町防災会
213	車載	(総務部)総務課	532	可搬	石橋保育所
214	車載	(総務部)総務課	533	携帯	西本町自主防災会
215	車載	(総務部)総務課	534	可搬	古江保育所
216	車載	(上下水道部)水道工務課	535	携帯	南畑公園自主防災会
207	可搬	(都市整備部)道路河川課	536	可搬	ひかりこども園
208	可搬	(市民活動部)環境政策課	537	携帯	空港１丁目自主防災会
209	可搬	(こども未来部)幼児保育課	540	可搬	やまばと学園
217	車載	(上下水道部)用地管理課	542	可搬	なかよしこども園
218	車載	(都市整備部)道路河川課	543	携帯	池田市消防本部警防救急課
219	車載	(都市整備部)みどり農政課	103	指令	池田市消防本部
220	車載	(都市整備部)道路河川課	104	可搬	池田市消防分団本部
221	車載	(都市整備部)みどり農政課	105	可搬	消防署細河分署
201	可搬	(総合政策部)秘書広報課	110	車載	池田市消防署
202	可搬	(総合政策部)秘書広報課	115	車載	(池田市消防団)細河分団
206	可搬	(教育委員会)教育総務課	135	携帯	(池田市消防団)細河分団
203	可搬	(健康福祉部)高齢・福祉総務課	116	車載	(池田市消防団)池田分団
222	車載	(健康福祉部)高齢・福祉総務課	136	携帯	(池田市消防団)池田分団
204	可搬	(上下水道部)水道工務課	117	車載	(池田市消防団)呉服分団
205	可搬	(上下水道部)総務課	137	携帯	(池田市消防団)呉服分団
223	車載	(上下水道部)水道工務課	118	車載	(池田市消防団)神田分団
224	車載	(上下水道部)水道工務課	138	携帯	(池田市消防団)神田分団
226	車載	営繕車	119	車載	(池田市消防団)北豊島分団
227	車載	営繕車	139	携帯	(池田市消防団)北豊島分団
503	可搬	五月丘小学校	120	車載	(池田市消防団)鉢塚分団

（つづく）

備　考

⑤、⑦関係資料Ｐ３３

組織改編に伴う更新

経年変化に伴う修正

新 旧 対 照 表（２９／５３）

現 行 計 画

５　伝達・連絡等の系統

番号	種別	設置場所	番号	種別	設置場所
140	車載	(池田市消防団)鉢塚分団	604	携帯	鉢塚自主防災隊
121	携帯	(池田市消防団)秦野分団	605	携帯	新豊島北自治会防災会
141	車載	(池田市消防団)秦野分団	606	携帯	宇保・八王寺自主防災隊
701	可搬	池田病院総務課	607	携帯	呉服南防災会
702	可搬	池田病院宿直室	608	携帯	天神２丁目天神会防災会
711	車載	池田病院	609	携帯	荘園会防災会
721	携帯	空港地域自主防災会	610	携帯	神田自主防災会
722	携帯	新町防災会	611	携帯	バードヒルズ防犯・防災推進委員会
723	携帯	天一自主防災会	612	携帯	北豊島自主防犯防災会
724	携帯	城山町自主防災会	613	携帯	アルビス緑丘自主防災会
725	携帯	豊島自治会自主防災組織	614	携帯	室町自主防災･防犯会
703	携帯	(福祉ｾﾝﾀｰ)社会福祉協議会	615	携帯	満寿美町自主防災会
704	可搬	(福祉ｾﾝﾀｰ)健康増進課	616	携帯	姫室町防災会
705	可搬	(福祉ｾﾝﾀｰ)４Ｆ会議室	617	携帯	桃園会防災会
301	可搬	クリーンセンター(事務所)	618	携帯	建石町自主防災会
302	可搬	業務センター	619	携帯	北豊島中学校東地区自治会防災会
310	車載	業務センター	620	携帯	城南防災会
303	可搬	下水処理場	621	携帯	大和町防災会
311	車載	下水処理場	622	携帯	ザ・ライオンズ池田自主防災会
304	可搬	古江浄水場	623	携帯	五月丘１丁目自治会自主防災・防犯隊
312	車載	古江浄水場	624	携帯	五月丘５丁目自主防災会
305	可搬	給食センター	625	携帯	呉羽会自主防災部
307	可搬	市民文化会館	627	携帯	梅香園防災委員会
308	可搬	五月山体育館	628	携帯	上１防災会
401	可搬	池田警察署	629	携帯	栄本町地域防災会
402	可搬	猪名川河川事務所	630	携帯	石橋自主防災会
403	可搬	関西電力北摂配電営業所	631	携帯	槻木町自主防災会
404	可搬	阪急電鉄石橋駅	632	携帯	上２防災会
405	可搬	豊中・池田ケーブルネット	633	携帯	綾羽防災会
410	車載	豊中・池田ケーブルネット	634	携帯	伏尾台・防犯・防災委員会(2)
601	携帯	アルビス・五月丘団地自治会自主防災組織	635	携帯	神田自主防災会(2)
602	携帯	伏尾台防災・防犯委員会	636	携帯	バードヒルズ防犯・防災推進委員会(2)
603	携帯	石橋南自治会防災会	637	携帯	綾羽１丁目自主防災会

修 正 案

５　伝達・連絡等の系統

番号	種別	設置場所	番号	種別	設置場所
140	携帯	(池田市消防団)鉢塚分団	604	携帯	鉢塚自主防災隊
121	車載	(池田市消防団)秦野分団	605	携帯	新豊島北自治会防災会
141	携帯	(池田市消防団)秦野分団	606	携帯	宇保・八王寺自主防災隊
701	可搬	池田病院総務課	607	携帯	呉服南防災会
702	可搬	池田病院宿直室	608	携帯	天神２丁目天神会防災会
711	車載	池田病院	609	携帯	荘園会防災会
721	携帯	空港地域自主防災会	610	携帯	神田自主防災会
722	携帯	新町防災会	611	携帯	バードヒルズ防犯・防災推進委員会
723	携帯	天一自主防災会	612	携帯	北豊島自主防犯防災会
724	携帯	城山町自主防災会	613	携帯	アルビス緑丘自主防災会
725	携帯	豊島自治会自主防災組織	614	携帯	室町自主防災･防犯会
703	携帯	(福祉ｾﾝﾀｰ)社会福祉協議会	615	携帯	満寿美町自主防災会
704	可搬	(福祉ｾﾝﾀｰ)こども家庭課	616	携帯	姫室町防災会
705	可搬	(福祉ｾﾝﾀｰ)４Ｆ会議室	617	携帯	桃園会防災会
301	可搬	クリーンセンター(事務所)	618	携帯	建石町自主防災会
302	可搬	業務センター	619	携帯	北豊島中学校東地区自治会防災会
310	車載	業務センター	620	携帯	城南防災会
303	可搬	下水処理場	621	携帯	大和町防災会
311	車載	下水処理場	622	携帯	ザ・ライオンズ池田自主防災会
304	可搬	古江浄水場	623	携帯	五月丘１丁目自治会自主防災・防犯隊
312	車載	古江浄水場	624	携帯	五月丘５丁目自主防災会
305	可搬	給食センター	625	携帯	呉羽会自主防災部
307	可搬	市民文化会館	627	携帯	梅香園自主防災会
308	可搬	五月山体育館	628	携帯	上１防災会
401	可搬	池田警察署	629	携帯	栄本町地域防災会
402	可搬	猪名川河川事務所	630	携帯	石橋自主防災会
403	可搬	関西電力北摂配電営業所	631	携帯	槻木町自主防災会
404	可搬	阪急電鉄石橋駅	632	携帯	上２防災会
405	可搬	豊中・池田ケーブルネット	633	携帯	綾羽防災会
410	車載	豊中・池田ケーブルネット	634	携帯	伏尾台・防犯・防災委員会(2)
601	携帯	アルビス・五月丘団地自治会自主防災組織	635	携帯	神田自主防災会(2)
602	携帯	伏尾台防災・防犯委員会	636	携帯	バードヒルズ防犯・防災推進委員会(2)
603	携帯	石橋南自治会防災会	637	携帯	綾羽１丁目自主防災会

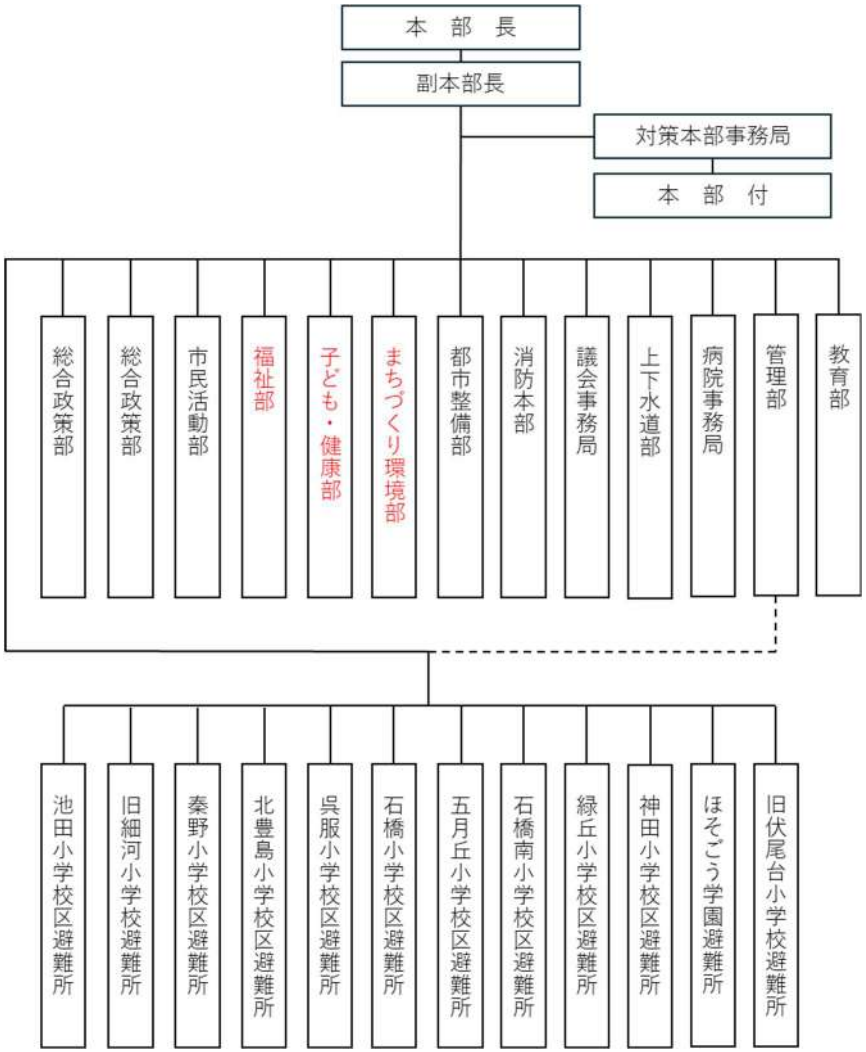
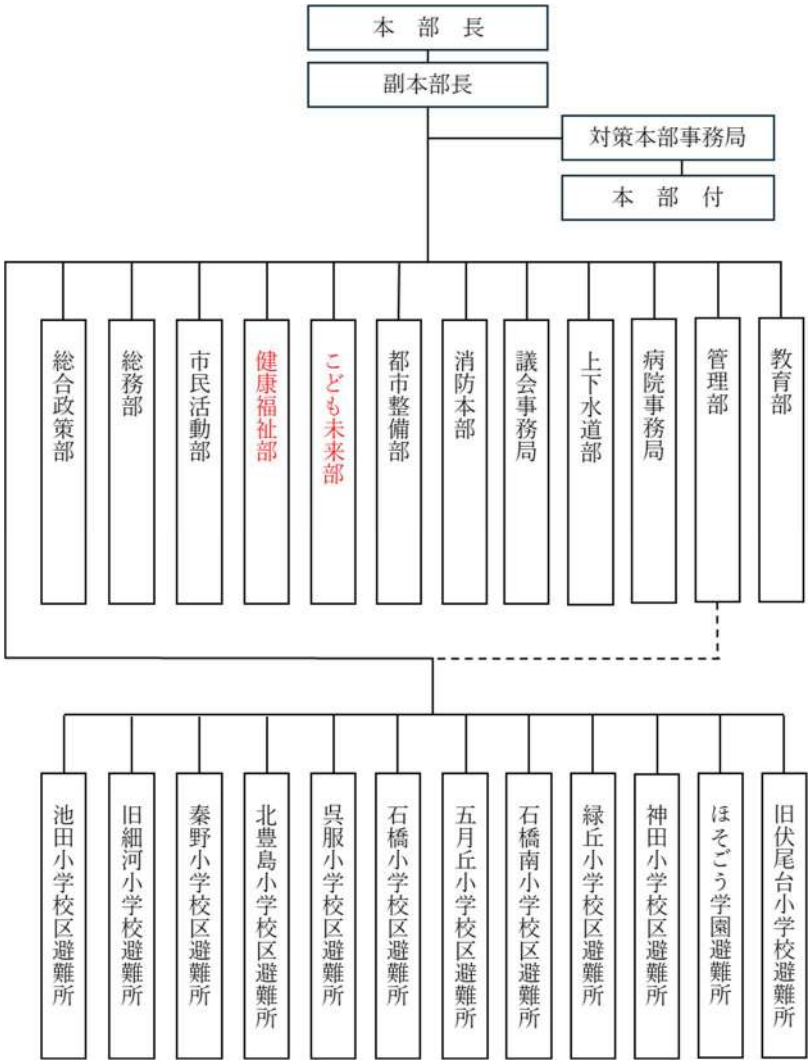
備　考

⑤、⑦関係資料Ｐ３４

組織改編に伴う更新

経年変化に伴う修正

新　旧　対　照　表（３０／５３）

現　行　計　画	修　正　案	備　考
６　災害対策本部の組織 ６－１　組　織 【図６－１　災害対策本部の組織（初動期）】　令和７年４月１日現在 	６　災害対策本部の組織 ６－１　組　織 【図６－１　災害対策本部の組織（初動期）】　令和８年４月１日現在 	⑦関係資料Ｐ４４ 組織改編に伴う更新

新　旧　対　照　表（３１／５３）

現　行　計　画

６－２　配備体制別出動人員

【表６－１　配備体制別出動人員】　　令和７年４月１日現在

○　配備体制別出動人員

部	班	１号配備	２号配備	部	班	１号配備	２号配備
対策本部事務局	総括班	6	6	消防本部	庶務班	4	8
	連絡調整班	7	13		災害広報班	4	8
	小計	13	19		情報班	6	11
総合政策部	情報収集班	8	16		災害警備班	51	102
	広報班	3	5		消防団	5	190
	広聴班	2	4		小計	70	319
	応急対策班	6	12	議会事務局	議会班	4	7
	小計	19	37		小計	4	7
総務部	総務班	5	10	上下水道部	庶務班	8	16
	人事班	4	8		給水班	3	5
	秘書班	3	6		工務班	12	24
	物資等受入班	5	9		下水処理場班	4	8
	物資等調達班	3	6		浄水班	10	19
	調査班	9	18		小計	37	72
	小計	20	57	病院事務局	庶務班	9	17
市民活動部	庶務班	2	4		医事班	6	12
	商業班	3	6		小計	15	29
	遺体処置班	5	9	管理部	庶務班	7	14
	指定緊急避難場所班	4	8		避難所施設班	3	6
	女性・外国人班	4	8		炊き出し班	3	5
	小計	18	35		小計	13	25
福祉部	庶務班	5	9	教育部	庶務班	4	8
	物資等受入班	2	3		児童・学校班	5	9
	活動班	19	38		文化財対策班	3	6
	小計	26	50		学校等施設班	12	23
子ども・健康部	健康対策班	16	32		指定緊急避難場所班	2	4
	活動班	4	8		小計	26	50
	保育所班	6	11	避難所支部	池田小学校	2	7
	小計	26	51		旧細河小学校	2	6
まちづくり環境部	庶務班	5	10		秦野小学校	2	6
	環境班	5	10		北豊島小学校	2	6
	対策班	16	31		呉服小学校	2	6
	廃棄物処理班	6	12		石橋小学校	2	6
	小計	32	63		五月丘小学校	2	6
都市整備部	庶務班	6	11		石橋南小学校	2	6
	道路班	5	10		緑丘小学校	2	6
	公園班	4	7		神田小学校	2	7
	農地班	2	3		ほそごう学園	2	6
	住宅対策班	5	10		旧伏尾台小学校	2	6
	小計	22	41		小計	24	74
				本部付	要員	60	119
					小計	60	119
				合計		425	1,048

修　正　案

６－２　配備体制別出動人員

【表６－１　配備体制別出動人員】　　令和８年４月１日現在

部	班	１号配備	２号配備	部	班	１号配備	２号配備
対策本部事務局	総括班	6	6	消防本部	庶務班	4	8
	連絡調整班	6	12		災害広報班	4	8
	小計	12	18		情報班	6	11
総合政策部	情報収集班	6	11		災害警備班	51	101
	秘書・広報班	5	9		消防団	5	192
	人事班	5	9		小計	70	320
	共同利用施設班	3	5	議会事務局	議会班	4	7
	応急対策班	5	9		小計	4	7
	小計	24	43	上下水道部	庶務班	8	16
総務部	総務班	7	14		給水班	3	5
	財政班	3	5		工務班	12	24
	物資等受入班	5	10		下水処理場班	4	8
	物資等調達班	3	6		浄水班	10	20
	調査班	9	18		小計	37	73
	小計	20	57	病院事務局	庶務班	9	17
市民活動部	庶務班	3	5		医事班	6	12
	商業班	3	6		小計	15	29
	遺体処理班	5	9	管理部	庶務班	7	14
	指定緊急避難場所班	3	5		避難所施設班	3	6
	女性・外国人班	5	9		炊き出し班	3	5
	環境班	5	10		小計	13	25
	対策班	16	32	教育部	庶務班	5	9
	廃棄物処理班	6	12		児童・学校班	5	10
	小計	46	88		文化財対策班	2	4
健康福祉部	庶務班	5	9		学校等施設班	11	21
	物資等受入班	2	3		指定緊急避難場所班	2	4
	活動班	20	39		小計	25	48
	健康対策班	5	9	池田小学校		2	7
	小計	32	60	旧細河小学校		2	6
こども未来部	活動班	14	28	秦野小学校		2	6
	保育所班	6	11	北豊島小学校		2	6
	小計	20	39	呉服小学校		2	6
都市整備部	庶務班	9	17	石橋小学校		2	6
	道路河川班	7	13	五月丘小学校		2	6
	公園班	4	7	石橋南小学校		2	6
	農地班	2	3	緑丘小学校		2	6
	住宅対策班	5	10	神田小学校		2	6
	小計	27	50	ほそごう学園		2	6
				旧伏尾台小学校		2	6
				小計		24	73
				本部付	要員	55	109
					小計	55	109
				合計		431	1,035

備　考

⑦関係資料Ｐ４５

組織改編・人事異動に伴う更新

新　旧　対　照　表（３２／５３）

現　行　計　画

７　消火・救急・救助の現況

７－２　消防職員

【表7—1　定数及び現在員数】　令和７年４月１日現在

階級	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員	計
定員	←１３９→								139
現在員	1	3	19	37	25	2	43	0	130

７　消火・救急・救助の現況

７－３　消防力の現況

【表7－2　消防車両等】　令和７年４月１日現在

配置＼項目	種別	社名	年式	エンジン排気量(CC)	級別
本部・署	化学車（Ⅱ型）	日野	2010	6,400	A2
	小型水槽付ポンプ車	日野	2025	4,000	A2
	小型水槽付ポンプ車	日野	2012	4,000	A2
	小型水槽付ポンプ車	日野	2017	4,000	A2
	13m放水搭付消防自動車	日野	2023	5,120	A2
	４０ｍはしご車	日野	2011	8,860	
	水槽車	日野	2013	7,680	B2
	救助工作車（Ⅱ型）	日野	2012	6,400	
	資機材搬送車	トヨタ	2005	4,890	
	査察・広報車	ダイハツ	2014	650	
	査察・広報車	ダイハツ	2014	650	
	司令車	ダイハツ	2024	1,190	
	指揮車	トヨタ	2022	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2020	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2014	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2015	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2019	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2024	2,690	
	乗用車	ダイハツ	2024	1,190	
	乗用車	ダイハツ	2019	990	
	連絡車	ダイハツ	2014	650	
	災害資材車	ダイハツ	2000	4,610	
	災害支援車	日野	2015	4,000	
	資機材搬送車	ダイハツ	2015	650	
	小型動力ポンプ	トーハツ	2000	617	B3
	小型動力ポンプ	トーハツ	2000	554	B3
	小型動力ポンプ	トーハツ	2002	617	B3
	小型動力ポンプ	トーハツ	2015	526	B3
	原動機付自転車	スズキ	2014	49	
	原動機付自転車	スズキ	2014	49	
分署	小型水槽付ポンプ車	日野	2022	4,000	A2
	小型水槽付ポンプ車	日野	2023	4,000	A2
	高規格救急車	トヨタ	2017	2,690	
	小型動力ポンプ	トーハツ	1999	554	B3
	原動機付自転車	スズキ	2014	49	

修　正　案

７　消火・救急・救助の現況

７－２　消防職員

【表7—1　定数及び現在員数】　令和８年４月１日現在

階級	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員	計
定員	←１３９→								139
現在員	1	3	19	41	22	2	42	0	130

７　消火・救急・救助の現況

７－３　消防力の現況

【表7－2　消防車両等】　令和８年４月１日現在

配置＼項目	種別	社名	年式	エンジン排気量(CC)	級別
本部・署	化学車（Ⅱ型）	日野	2010	6,400	A2
	小型水槽付ポンプ車	日野	2025	4,000	A2
	小型水槽付ポンプ車	日野	2012	4,000	A2
	小型水槽付ポンプ車	日野	2017	4,000	A2
	13m放水搭付消防自動車	日野	2023	5,120	A2
	４０ｍはしご車	日野	2011	8,860	
	水槽車	日野	2013	7,680	B2
	救助工作車（Ⅱ型）	日野	2012	6,400	
	資機材搬送車	トヨタ	2005	4,890	
	査察・広報車	ダイハツ	2014	650	
	査察・広報車	ダイハツ	2014	650	
	司令車	ダイハツ	2024	1,190	
	指揮車	トヨタ	2022	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2020	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2014	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2015	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2019	2,690	
	高規格救急車	トヨタ	2024	2,690	
	乗用車	ダイハツ	2024	1,190	
	乗用車	ダイハツ	2019	990	
	連絡車	ダイハツ	2014	650	
	災害資材車	ダイハツ	2000	4,610	
	災害支援車	日野	2015	4,000	
	小型動力ポンプ	トーハツ	2000	617	B3
	小型動力ポンプ	トーハツ	2000	554	B3
	小型動力ポンプ	トーハツ	2002	617	B3
	小型動力ポンプ	トーハツ	2015	526	B3
	原動機付自転車	スズキ	2014	49	
	原動機付自転車	スズキ	2014	49	
分署	小型水槽付ポンプ車	日野	2022	4,000	A2
	小型水槽付ポンプ車	日野	2023	4,000	A2
	高規格救急車	トヨタ	2017	2,690	
	資機材搬送車	ダイハツ	2015	650	
	小型動力ポンプ	トーハツ	1999	554	B3
	原動機付自転車	スズキ	2014	49	

備　考

⑤関係資料Ｐ４６

Ｒ８消防年報との整合

⑤関係資料Ｐ４７

Ｒ８消防年報との整合

新　旧　対　照　表（３３／５３）

現　行　計　画

７　消火・救急・救助の現況

７－３　消防力の現況

【表７－３消防水利】　令和７年４月１日現在

区　分			設置数	区　分			設置数	内耐震式
公設消火栓	配管口径	50mm	0	防火水槽	公設	40㎥未満	1	0
		75mm	152			40㎥以上	38	8
		100mm	459			100㎥以上	19	19
		125mm	0		私設	40㎥未満	0	0
		150mm	441			40㎥以上	56	19
		200mm	199			100㎥以上	8	2
		250mm	76		合計		122	48
		300mm	57	私設消火栓				59
		350mm	20	池				4
		400mm	25	泉水				1
		450mm	4	プール				18
		500mm	4	河川				3
		600mm	9					
		合計	1,446					

【表７－４　無線設備】　令和７年４月１日現在

区　分	基地局	移動局	計
本　署	1	37	38
細河分署	1	7	8
合　計	2	44	46

防災行政無線	大阪府　１	池田市　１９

種　別		局(台)数 合計	局(台)数 小計	活動波 消防系	活動波 救急系	府県波主運用波	全国系統制波１	全国系統制波２	全国系統制波３	防災行政波	定格出力W
消防用無線	基地局	2	2	○	○	○	○	○	○		※
消防用無線	陸上移動局 車載型	２０	２０	○	○	○	○	○	○		10
消防用無線	陸上移動局 携帯型	２４	3	○	○	○	○	○	○		5
			２１	○	○	○	○	○	○		2
署活動系	消防本部・署	８０	６１								1
署活動系	消防団		１９								1
消防団車載型無線機		7	7	○							10
行政無線	固定局	1	1							府防災	10
行政無線	移動局	１９	１９							市防災	2

※　基地局・・・・・・・・本部基地局（１０W）・細河基地局（５W）

修　正　案

７　消火・救急・救助の現況

７－３　消防力の現況

【表７－３消防水利】　令和８年４月１日現在

区　分			設置数	区　分			設置数	内耐震式
公設消火栓	配管口径	50mm	0	防火水槽	公設	40㎥未満	1	0
		75mm	153			40㎥以上	38	8
		100mm	458			100㎥以上	19	19
		125mm	0		私設	40㎥未満	0	0
		150mm	444			40㎥以上	56	19
		200mm	196			100㎥以上	8	2
		250mm	77		合計		122	48
		300mm	55	私設消火栓				59
		350mm	21	池				4
		400mm	25	泉水				1
		450mm	3	プール				18
		500mm	4	河川				3
		600mm	9					
		合計	1,445					

【表７－４　無線設備】　令和８年４月１日現在

区　分	基地局	移動局	計
本　署	1	38	39
細河分署	1	7	8
合　計	2	45	47

防災行政無線	大阪府　１	池田市　１９

種　別		局(台)数 合計	局(台)数 小計	活動波 消防系	活動波 救急系	府県波主運用波	全国系統制波１	全国系統制波２	全国系統制波３	防災行政波	定格出力W
消防用無線	基地局	2	2	○	○	○	○	○	○		※
消防用無線	陸上移動局 車載型	２０	２０	○	○	○	○	○	○		10
消防用無線	陸上移動局 携帯型	２５	3	○	○	○	○	○	○		5
			２２	○	○	○	○	○	○		2
署活動系	消防本部・署	８０	６１								1
署活動系	消防団		１９								1
消防団車載型無線機		7	7	○							10
行政無線	固定局	1	1							府防災	10
行政無線	移動局	１９	１９							市防災	2

※　基地局・・・・・・・・本部基地局（１０W）・細河基地局（５W）

備　考

⑤関係資料Ｐ４８

Ｒ８消防年報との整合

新　旧　対　照　表（３４／５３）

現　行　計　画

７　消火・救急・救助の現況

７－３　消防力の現況

【表7－5　主な救助･救急器具一覧】　令和７年４月１日現在

区分	品名	数量	区分	品名	数量
一般救助器具	かぎ付きはしご	5	呼吸保護用器具	空気呼吸器	44
	三連はしご	8		酸素呼吸器	5
	金属製折りたたみはしご	2		簡易呼吸器	2
	空気式救助マット	1		送排風機	1
	救命索発射銃	1	保護用器具	耐電衣一式	5
	救助用縛帯	7		陽圧式化学防護服	3
	平担架	1		化学防護服	24
重量物排除	油圧スプレッダー	2		携帯警報器	26
	可搬ウィンチ	2		防毒マスク	26
	マンホール救助器具	2		耐熱服	6
	マット型空気ジャッキー式	2	水難救助用器具	潜水器具	8
切断用器具	油圧切断機	3		救命胴衣	57
	エンジンカッター	8		救命浮環	17
	ガス溶断機	1		救命ボート	2
	チェーンソー	4		船外機	1
	鉄線カッター	1	高度救助用資機材	画像探索機	1
破壊用器具	万能斧	11		夜間暗視装置	1
	携帯用コンクリート破壊器具	2		熱画像直視装置	4
	ハンマー	14		地中音響探知機	1
	削岩機	1		地震警報機	1
	ハンマドリル	2	その他器具	緩降機	3
測定器具	可燃性ガス測定器	5		ロープ登降機	3
	有毒ガス測定器	9		発電機	16
	酸素濃度測定器	6	高度救命処置用資機材	自動体外式除細動器	10
	放射線測定器	4		輸液用資機材一式	6
山岳	バスケット型担架	5		患者監視装置	5

修　正　案

７　消火・救急・救助の現況

７－３　消防力の現況

【表7－5　主な救助･救急器具一覧】　令和８年４月１日現在

区分	品名	数量	区分	品名	数量
一般救助器具	かぎ付きはしご	5	呼吸保護用器具	空気呼吸器	42
	三連はしご	8		酸素呼吸器	5
	金属製折りたたみはしご	2		簡易呼吸器	2
	空気式救助マット	1		送排風機	1
	救命索発射銃	1	保護用器具	耐電衣一式	5
	救助用縛帯	8		陽圧式化学防護服	3
	平担架	1		化学防護服	24
重量物排除	油圧スプレッダー	2		携帯警報器	22
	可搬ウィンチ	2		防毒マスク	23
	マンホール救助器具	2		耐熱服	6
	マット型空気ジャッキー式	2	水難救助用器具	潜水器具	8
切断用器具	油圧切断機	3		救命胴衣	57
	エンジンカッター	8		救命浮環	17
	ガス溶断機	1		救命ボート	2
	チェーンソー	4		船外機	1
	鉄線カッター	1	高度救助用資機材	画像探索機	1
破壊用器具	万能斧	14		夜間暗視装置	1
	携帯用コンクリート破壊器具	2		熱画像直視装置	4
	ハンマー	14		地中音響探知機	1
	削岩機	1		地震警報機	1
	ハンマドリル	2	その他器具	緩降機	3
測定器具	可燃性ガス測定器	6		ロープ登降機	3
	有毒ガス測定器	9		発電機	16
	酸素濃度測定器	6	高度救命処置用資機材	自動体外式除細動器	10
	放射線測定器	4		輸液用資機材一式	6
山岳	バスケット型担架	5		患者監視装置	5

備　考

⑤関係資料Ｐ４９

Ｒ８消防年報との整合

新　旧　対　照　表（３５／５３）

現　行　計　画

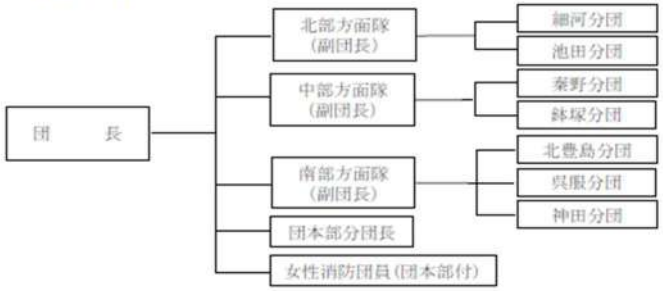
７　消火・救急・救助の現況

７－３　消防力の現況

７－４　消防団組織

【図7—6 消防団組織】

令和７年４月１日現在



７－５　消防団員と機械

【表7－7 消防団員現在員数】

令和７年４月１日現在

階級別 / 分団	団　長	副団長	分団長	副分団長	部　長	班　長	団　員	計
本　部	1	3	1			3	１７	２５
池　田			1	1	4	6	１２	２４
呉　服			1	1	4	6	１１	２３
北豊島			1	1	4	6	6	１８
秦　野			1	1	4	6	１３	２５
細　河			1	1	4	6	１３	２５
神　田			1	1	4	6	１３	２５
鉢　塚			1	1	4	6	１３	２５
合　計	1	3	8	7	２８	４５	９８	１９０

【表7－8 消防団機械】

令和７年４月１日現在

項目 / 配置	種　別	社　名	年式	エンジン排気量（CC）	ポンプ級　別
本　部	乗用車（Ｉ）	トヨタ	2021年	1,986	
池田分団	普通ポンプ車	日　野	2006年	4,000	Ａ２
	小型動力ポンプ	トーハツ	2006年	617	Ｂ３
呉服分団	普通ポンプ車	日　野	2008年	4,009	Ａ２
	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	617	Ｂ３
北豊島分団	普通ポンプ車	日　野	2012年	4,000	Ａ２
	小型動力ポンプ	トーハツ	2006年	617	Ｂ３
秦野分団	普通ポンプ車	日　野	2008年	4,009	Ａ２
	小型動力ポンプ	トーハツ	2006年	617	Ｂ３
細河分団	普通ポンプ車	日　野	2013年	4,000	Ａ２
	小型動力ポンプ	トーハツ	2015年	526	Ｂ３
神田分団	普通ポンプ車	日　野	2005年	4,000	Ａ２
	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	617	Ｂ３
鉢塚分団	普通ポンプ車	いすゞ	2017年	2,999	Ａ２
	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	617	Ｂ３

修　正　案

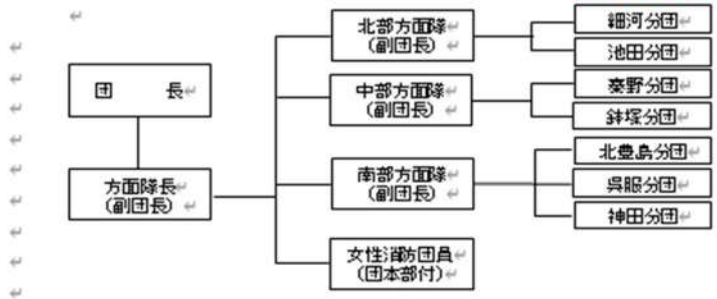
７　消火・救急・救助の現況

７－３　消防力の現況

７－４　消防団組織

【図7—6 消防団組織】

令和８年４月１日現在



７－５　消防団員と機械

【表7－7 消防団員現在員数】

令和８年４月１日現在

階級別 / 分団	団　長	副団長	分団長	副分団長	部　長	班　長	団　員	計
本　部	1	4				3	１７	２５
池　田			1	1	4	6	１３	２５
呉　服			1	1	4	6	１３	２５
北豊島			1	1	4	6	5	１７
秦　野			1	1	4	6	１３	２５
細　河			1	1	4	6	１３	２５
神　田			1	1	4	6	１３	２５
鉢　塚			1	1	4	6	１３	２５
合　計	1	4	7	7	２８	４５	１００	１９２

【表7－8 消防団機械】

令和８年４月１日現在

項目 / 配置	種　別	社　名	年式	エンジン排気量（CC）	ポンプ級　別
本　部	乗用車（Ｉ）	トヨタ	2021年	1,986	
池田分団	普通ポンプ車	日　野	2006年	4,000	Ａ２
	小型動力ポンプ	トーハツ	2006年	617	Ｂ３
呉服分団	普通ポンプ車	日　野	2008年	4,009	Ａ２
	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	617	Ｂ３
北豊島分団	普通ポンプ車	日　野	2012年	4,000	Ａ２
	小型動力ポンプ	トーハツ	2006年	617	Ｂ３
秦野分団	普通ポンプ車	日　野	2008年	4,009	Ａ２
	小型動力ポンプ	トーハツ	2006年	617	Ｂ３
細河分団	普通ポンプ車	日　野	2013年	4,000	Ａ２
	小型動力ポンプ	トーハツ	2015年	526	Ｂ３
神田分団	普通ポンプ車	日　野	2005年	4,000	Ａ２
	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	617	Ｂ３
鉢塚分団	普通ポンプ車	いすゞ	2017年	2,999	Ａ２
	小型動力ポンプ	トーハツ	2005年	617	Ｂ３

備　考

⑤関係資料Ｐ５０

Ｒ８消防年報との整合

新　旧　対　照　表（３６／５３）

現　行　計　画

７　消火・救急・救助の現況

７－６　自主防災組織

【表7—9　自主防災組織】　令和７年６月１日現在

連番	名　称	設立年月日	備　考
1	ﾌﾚﾝｽﾞ・五月丘団地自治会自主防災組織	昭和35年 4月 1日	五月丘小学校区
2	伏尾台防災・防犯委員会	平成 8年 4月14日	細郷小学校区
3	石橋南自治会防災会	平成 9年 6月29日	石橋南小学校区
4	鉢塚自主防災隊	平成11年 4月 1日	緑丘小学校区
5	新豊島北自治会防災会	平成12年 4月 1日	北豊島小学校区
6	宇保・八王寺自主防災隊	平成15年 4月 1日	呉服小学校区
7	呉服南防災会	平成15年 4月 1日	呉服小学校区
8	天神2丁目天神会防災会	平成17年 4月 1日	北豊島小学校区
9	神田自主防災会	平成17年 4月 1日	神田小学校区
10	ﾊﾟｰﾄﾋﾙｽﾞ防犯・防災推進委員会	平成17年 4月 1日	細郷小学校区
11	荘園会防災会	平成17年 4月 1日	北豊島小学校区
12	北豊島自主防犯防災会	平成17年12月 1日	北豊島小学校区
13	ﾌﾚﾝｽﾞ緑丘自主防災会	平成19年 2月 1日	緑丘小学校区
14	室町自主防災・防犯会	平成19年 4月 1日	呉服小学校区
15	満寿美町自主防災会	平成19年 8月 1日	呉服小学校区
16	姫室町防災会	平成20年 4月 1日	呉服小学校区
17	桃園会防災会	平成20年 4月27日	呉服小学校区
18	建石町自主防災会	平成20年 7月 1日	池田小学校区
19	城南防災会	平成20年 9月 1日	池田小学校区
20	大和町防災会	平成20年 9月 1日	池田小学校区
21	北豊島中学校東地区自治会防災会	平成20年 9月 1日	北豊島小学校区
22	ｻﾞ・ﾗｲｵﾝｽﾞ池田自主防災会	平成21年 1月17日	池田小学校区
23	五月丘1丁目自治会自主防災・防犯隊	平成21年 2月 1日	五月丘小学校区
24	五月丘5丁目自主防災団	平成21年 3月31日	五月丘小学校区
25	呉羽会自主防災部	平成21年 4月 6日	秦野小学校区
26	呉服北自主防災会	平成21年 7月28日	呉服小学校区
27	梅香園防災委員会	平成21年10月 1日	緑丘小学校区
28	上１防災会	平成21年11月 1日	池田小学校区
29	栄本町地域防災会	平成22年 1月17日	池田小学校区
30	石橋自主防災会	平成23年 4月 1日	石橋小学校区
31	槻木町自主防災会	平成23年 5月 8日	池田小学校区
32	上２防災会	平成24年 3月 1日	池田小学校区
33	綾羽防災会	平成24年 6月 1日	池田小学校区
34	新町防災会	平成24年 7月14日	池田小学校区
35	空港地域自主防災会	平成24年 9月10日	石橋南小学校区
36	天一自主防災会	平成24年10月31日	北豊島小学校区
37	城山町自主防災会	平成25年 3月18日	池田小学校区
38	豊島自治会自主防災組織	平成25年 4月 1日	北豊島小学校区
39	菅原町防災会	平成25年 7月 1日	池田小学校区
40	綾羽一丁目地域防災会	平成26年 3月 8日	池田小学校区
41	西本町自主防災会	平成29年 5月 1日	池田小学校区
42	南畑公園自主防災会	平成31年 2月 1日	秦野小学校区
43	空港１丁目自主防災会	平成31年 4月28日	石橋南小学校区
44	荘園２丁目自主防災会	令和 3年 1月 1日	北豊島小学校区
45	荘園１丁目防災会	令和 7年 6月 1日	北豊島小学校区

修　正　案

７　消火・救急・救助の現況

７－６　自主防災組織

【表7—9　自主防災組織】　令和８年４月１日現在

連番	名　称	設立年月日	備　考
1	ﾌﾚﾝｽﾞ・五月丘団地自治会自主防災組織	昭和35年 4月 1日	五月丘小学校区
2	伏尾台防災・防犯委員会	平成 8年 4月14日	細郷小学校区
3	石橋南自治会防災会	平成 9年 6月29日	石橋南小学校区
4	鉢塚自主防災隊	平成11年 4月 1日	緑丘小学校区
5	新豊島北自治会防災会	平成12年 4月 1日	北豊島小学校区
6	宇保・八王寺自主防災隊	平成15年 4月 1日	呉服小学校区
7	呉服南防災会	平成15年 4月 1日	呉服小学校区
8	天神2丁目天神会防災会	平成17年 4月 1日	北豊島小学校区
9	神田自主防災会	平成17年 4月 1日	神田小学校区
10	ﾊﾟｰﾄﾋﾙｽﾞ防犯・防災推進委員会	平成17年 4月 1日	細郷小学校区
11	荘園会防災会	平成17年 4月 1日	北豊島小学校区
12	北豊島自主防犯防災会	平成17年12月 1日	北豊島小学校区
13	ﾌﾚﾝｽﾞ緑丘自主防災会	平成19年 2月 1日	緑丘小学校区
14	室町自主防災・防犯会	平成19年 4月 1日	呉服小学校区
15	満寿美町自主防災会	平成19年 8月 1日	呉服小学校区
16	姫室町防災会	平成20年 4月 1日	呉服小学校区
17	桃園会防災会	平成20年 4月27日	呉服小学校区
18	建石町自主防災会	平成20年 7月 1日	池田小学校区
19	城南防災会	平成20年 9月 1日	池田小学校区
20	大和町防災会	平成20年 9月 1日	池田小学校区
21	北豊島中学校東地区自治会防災会	平成20年 9月 1日	北豊島小学校区
22	ｻﾞ・ﾗｲｵﾝｽﾞ池田自主防災会	平成21年 1月17日	池田小学校区
23	五月丘1丁目自治会自主防災・防犯隊	平成21年 2月 1日	五月丘小学校区
24	五月丘5丁目自主防災団	平成21年 3月31日	五月丘小学校区
25	呉羽会自主防災部	平成21年 4月 6日	秦野小学校区
26	呉服北自主防災会	平成21年 7月28日	呉服小学校区
27	梅香園自主防災会	平成21年10月 1日	緑丘小学校区
28	上１防災会	平成21年11月 1日	池田小学校区
29	栄本町地域防災会	平成22年 1月17日	池田小学校区
30	石橋自主防災会	平成23年 4月 1日	石橋小学校区
31	槻木町自主防災会	平成23年 5月 8日	池田小学校区
32	上２防災会	平成24年 3月 1日	池田小学校区
33	綾羽防災会	平成24年 6月 1日	池田小学校区
34	新町防災会	平成24年 7月14日	池田小学校区
35	空港地域自主防災会	平成24年 9月10日	石橋南小学校区
36	天一自主防災会	平成24年10月31日	北豊島小学校区
37	城山町自主防災会	平成25年 3月18日	池田小学校区
38	豊島自治会自主防災組織	平成25年 4月 1日	北豊島小学校区
39	菅原町防災会	平成25年 7月 1日	池田小学校区
40	綾羽一丁目地域防災会	平成26年 3月 8日	池田小学校区
41	西本町自主防災会	平成29年 5月 1日	池田小学校区
42	南畑公園自主防災会	平成31年 2月 1日	秦野小学校区
43	空港１丁目自主防災会	平成31年 4月28日	石橋南小学校区
44	荘園２丁目自主防災会	令和 3年 1月 1日	北豊島小学校区
45	荘園１丁目防災会	令和 7年 6月 1日	北豊島小学校区

備　考

⑤関係資料Ｐ５１

自主防災組織名の更新

新　旧　対　照　表（３７／５３）

現　行　計　画

７　消火・救急・救助の現況

７－７　防火対象物

【表7－10 防火対象物】　平成７年４月１日現在

用途			防火対象物の種類	対象物数
特定防火対象物	(一) 項	イ	劇場、映画館、演芸場または観覧場	
		ロ	公会堂、集会場	54
	(二) 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
		ロ	遊技場又はダンスホール	2
		ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するもの	
		ニ	カラオケボックス、個室形態の業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	1
	(三) 項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	
		ロ	飲食店	52
	(四) 項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	68
	(五) 項	イ	旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの	9
	(六) 項	イ	病院、診療所又は助産所	19
		ロ	自力避難困難者が入所している社会福祉施設等	54
		ハ	（六）項ロを除く社会福祉施設等	53
		ニ	幼稚園又は特別支援学校	9
	(九) 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	
	(十六) 項	イ	複合用途防火対象物のうち、一部が特定防火対象物の用途であるもの	424
	小　計			745
非特定防火対象物	(五) 項	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	1,572
	(七) 項		小学校、中学校、高等学校、大学、各種専門学校その他これらに類するもの	74
	(八) 項		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	8
	(九) 項	ロ	（九）項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	4
	(十) 項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	
	(十一) 項		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	55
	(十二) 項	イ	工場又は作業場	101
		ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
	(十三) 項	イ	自動車車庫又は駐車場	68
		ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	1
	(十四) 項		倉庫	77
	(十五) 項		（一）項から（十四）項に該当しない事業場	262
	(十六) 項ロ		（十六）項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	188
	(十七) 項		重要文化財等の建造物	2
	(十八) 項		延長５０メートル以上のアーケード	3
	小　計			2,415
合　計				3,160

備考：防火対象物数は延面積１５０㎡以上の防火対象物とする。〔（十七）項、（十八）項を除く。〕

修　正　案

７　消火・救急・救助の現況

７－７　防火対象物

【表7－10 防火対象物】　令和８年４月１日現在

用途			防火対象物の種類	対象物数
特定防火対象物	(一) 項	イ	劇場、映画館、演芸場または観覧場	
		ロ	公会堂、集会場	54
	(二) 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
		ロ	遊技場又はダンスホール	2
		ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗その他これに類するもの	
		ニ	カラオケボックス、個室形態の業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	1
	(三) 項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	
		ロ	飲食店	49
	(四) 項		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	69
	(五) 項	イ	旅館、ホテル又は宿泊所その他これらに類するもの	11
	(六) 項	イ	病院、診療所又は助産所	19
		ロ	自力避難困難者が入所している社会福祉施設等	56
		ハ	（六）項ロを除く社会福祉施設等	54
		ニ	幼稚園又は特別支援学校	9
	(九) 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	
	(十六) 項	イ	複合用途防火対象物のうち、一部が特定防火対象物の用途であるもの	431
	小　計			755
非特定防火対象物	(五) 項	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	1,602
	(七) 項		小学校、中学校、高等学校、大学、各種専門学校その他これらに類するもの	74
	(八) 項		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	8
	(九) 項	ロ	（九）項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	4
	(十) 項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	
	(十一) 項		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	54
	(十二) 項	イ	工場又は作業場	100
		ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
	(十三) 項	イ	自動車車庫又は駐車場	67
		ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	1
	(十四) 項		倉庫	75
	(十五) 項		（一）項から（十四）項に該当しない事業場	260
	(十六) 項ロ		（十六）項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	187
	(十七) 項		重要文化財等の建造物	2
	(十八) 項		延長５０メートル以上のアーケード	3
	小　計			2,437
合　計				3,192

備考：防火対象物数は延面積１５０㎡以上の防火対象物とする。〔（十七）項、（十八）項を除く。〕

備　考

⑤関係資料Ｐ５２

Ｒ８消防年報との整合

新 旧 対 照 表（３８／５３）

現 行 計 画

７　消火・救急・救助の現況

７－９　危険物施設を保有する事業所

【表7－14　危険物施設の数量別及び業態別設置状況】　令和7年4月1日現在

数量別・業態別＼施設別		屋内貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	合計
数量別	指定数量以上～　５倍以下	24	3	18	2	4	8	59
	５倍を超え～　１０倍以下	2		3		1	4	10
	１０倍を超え～　５０倍以下	1		3	5	5	5	19
	５０倍を超え～　１００倍以下	1		1	4	1		7
	１００倍を超え～　１５０倍以下			1	1	2		4
	１５０倍を超え～　２００倍以下			2		3		5
	２００倍を超え～１０００倍以下					4		4
	合　計	28	3	28	12	20	17	108
業態別	映画館・遊技場等							
	病院・診療所			1			1	2
	旅館・ホテル			7				7
	学校・幼稚園			1				1
	公衆浴場							
	工場・作業場	19		7		1	10	37
	運輸・運送				11	4		15
	銀行・金融機関							
	官公庁	4	1	7			1	13
	事務所（商店を含む）	4		2	1		5	12
	ゴルフ場	1	2	2		4		9
	建設業							
	保育所・福祉施設			1				1
	ガソリンスタンド					11		11
	寮・共同住宅							
	合　計	28	3	28	12	20	17	108

修 正 案

７　消火・救急・救助の現況

７－９　危険物施設を保有する事業所

【表7－14　危険物施設の数量別及び業態別設置状況】　令和8年4月1日現在

数量別・業態別＼施設別		屋内貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	一般取扱所	合計
数量別	指定数量以上～　５倍以下	23	3	18	1	4	8	57
	５倍を超え～　１０倍以下	2		3			4	9
	１０倍を超え～　５０倍以下	1		3	5	5	5	19
	５０倍を超え～　１００倍以下	1		1	4	1		7
	１００倍を超え～　１５０倍以下			1	1	2		4
	１５０倍を超え～　２００倍以下			2		3		5
	２００倍を超え～１０００倍以下					4		4
	合　計	27	3	28	11	19	17	105
業態別	映画館・遊技場等							
	病院・診療所			1			1	2
	旅館・ホテル			7				7
	学校・幼稚園			1				1
	公衆浴場							
	工場・作業場	18		7		2	10	37
	運輸・運送				10	4		14
	銀行・金融機関							
	官公庁	4	1	7			1	13
	事務所（商店を含む）	4		2	1		5	12
	ゴルフ場	1	2	2		4		9
	建設業							
	保育所・福祉施設			1				1
	ガソリンスタンド					9		9
	寮・共同住宅							
	合　計	27	3	28	11	19	17	105

備　考

⑤関係資料Ｐ５６

Ｒ８消防年報との整合

新　旧　対　照　表（３９／５３）

現　行　計　画

７　消火・救急・救助の現況

７－９　危険物施設を保有する事業所

【表7－15　高圧ガス施設保有事業者】

令和７年４月１日現在

区　　分	事業者等数
第一種製造者	3
第一種製造者（冷　　凍）	－
第二種製造者	１４
第二種製造者（冷　　凍）	２２
高圧ガス販売業者	２１
第一種貯蔵所	2
第二種貯蔵所	7
特定高圧ガス消費者	2
容器検査所	1
合　　計	７２

修　正　案

７　消火・救急・救助の現況

７－９　危険物施設を保有する事業所

【表7－15　高圧ガス施設保有事業者】

令和８年４月１日現在

区　　分	事業者等数
第一種製造者	3
第一種製造者（冷　　凍）	－
第二種製造者	9
第二種製造者（冷　　凍）	２２
高圧ガス販売業者	２５
第一種貯蔵所	2
第二種貯蔵所	7
特定高圧ガス消費者	2
容器検査所	1
合　　計	７１

備　考

⑤関係資料Ｐ５７

Ｒ８消防年報との整合

現 行 計 画

７－１０　防火地域・準防火地域

災害防止の見地から、市街地の建物の不燃化と土地の高度利用を図るため、昭和 35 年 8 月にはじめて池田地区及び石橋地区に準防火地域を指定。その後用途地域の変更に伴い商業地域に防火地域を、近隣商業地域と第２種住居地域の一部に準防火地域を指定した。

【表7－18 指定状況】　平成 30 年 4 月 1 日現在

年月日 告示番号	防火地域（ha）		準防火地域（ha）	
	面積	備　考	面積	備　考
昭35.8.8 建告1578	—	―――	53	池田地区　39.0 石橋地区　14.0
昭48.10.1 市告66～67	27	池田駅前　21.8 石橋駅前　5.2	23	池田駅前　19.0 石橋駅前　4.0
昭54.11.21 市告86	28	池田駅前　22.8 石橋駅前　5.2	22	池田駅前　18.0 石橋駅前　4.0
昭61.1.24 市告3	28	池田駅前　22.8 石橋駅前　5.2	25	池田駅前　19.7 石橋駅前　4.4 伏尾台　1.0
平7.10.16 市告215	28	池田駅前　22.8 石橋駅前　5.2	26	池田駅前　19.7 石橋駅前　4.4 伏尾台　1.0 空港1丁目地内　1.3
平12.4.7 市告70	28	池田駅前　23.0 石橋駅前　5.2	26	池田駅前　19.7 石橋駅前　4.4 伏尾台　1.0 空港1丁目地内　1.3
平16.12.28 市告240	28	池田駅前　23.0 石橋駅前　5.2	26	池田駅前　19.7 石橋駅前　4.4 伏尾台　1.0 空港1丁目地内　1.3
平17.9.6 市告184	28	池田駅前　22.9 石橋駅前　5.2	26	池田駅前　19.7 石橋駅前　4.4 伏尾台　1.0 空港1丁目地内　1.3 石橋３丁目　0.03

【表7－19 建築物の構造制限】　平成７年４月１日現在

地域	防火地域		準防火地域	
規模／構造	階数	延べ面積 （階数にかかわらず）	階数	延べ面積 （階数にかかわらず）
耐火建築物としなければならないもの	３以上のもの	100㎡を超えるもの	４以上のもの（地階を除く）	1,500㎡を超えるもの
準耐火又は耐火建築物としなければならないもの	２以下で、かつ延べ面積が100㎡以下のもの		３のもの（地階を除く）	500㎡を超え1,500㎡以下のもの

引用：建築基準法第６１条、建築基準法施行令第１３６条の２

(注)防火地域及び準防火地域内での建築物の構造等については建築基準法の規定による。

修 正 案

７－１０　防火地域・準防火地域

災害防止の見地から、市街地の建物の不燃化と土地の高度利用を図るため、昭和３５年８月にはじめて池田地区及び石橋地区に準防火地域を指定。その後、令和８年３月の用途地域の見直しに伴い商業地域に防火地域を、第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域に準防火地域を指定している。

【表7－18 指定状況】　令和８年４月１日現在

年月日 告示番号	防火地域（ha）		準防火地域（ha）	
	面積	備　考	面積	備　考
昭35.8.8 建告1578	—	―――	53	池田地区　39.0　石橋地区　14.0
昭48.10.1 市告66～67	27	池田駅前　21.8 石橋駅前　5.2	23	池田駅前　19.0　石橋駅前　4.0
昭54.11.21 市告86	28	池田駅前　22.8 石橋駅前　5.2	22	池田駅前　18.0　石橋駅前　4.0
昭61.1.24 市告3	28	池田駅前　22.8 石橋駅前　5.2	25	池田駅前　19.7　石橋駅前　4.4　伏尾台　1.0
平7.10.16 市告215	28	池田駅前　22.8 石橋駅前　5.2	26	池田駅前　19.7　石橋駅前　4.4　伏尾台　1.0 空港1丁目地内　1.3
平12.4.7 市告70	28	池田駅前　23.0 石橋駅前　5.2	26	池田駅前　19.7　石橋駅前　4.4　伏尾台　1.0 空港1丁目地内　1.3
平16.12.28 市告240	28	池田駅前　23.0 石橋駅前　5.2	26	池田駅前　19.7　石橋駅前　4.4　伏尾台　1.0 空港1丁目地内　1.3
平17.9.6 市告184	28	池田駅前　22.9 石橋駅前　5.2	26	池田駅前　19.7　石橋駅前　4.4　伏尾台　1.0 空港1丁目地内　1.3　石橋３丁目　0.03
令8.3.31 市告74	28	池田駅前　22.9 石橋駅前　5.0	253	第二種中高層　17.5　第一種住居　138.3　第二種住居　43.1 準住居　12.9　近隣商業地域　40.9

【表7－19 建築物の構造制限】　令和８年４月１日現在

○ 防火地域内の制限

階数制限無	耐火建築物（適合ルートA、適合ルートBのみ）		
地階を含む階数が３以下の建築物			
地階を含む階数が２以下の建築物	準耐火建築物	延焼防止建築物（外殻強化型）＊	
平　屋			
延べ面積	100㎡以下	3,000㎡以下	無制限

＊　一戸建住宅は延べ面積200㎡以下が条件となる。
※　延べ面積が50㎡以内の平屋建ての附属建築物は、外壁・軒裏を防火構造とし、外壁開口部を20分間防火設備とすることで建てることができる。

○ 準防火地域内の制限

階数制限無	耐火建築物（適合ルートA、適合ルートBのみ）			
地階を除く階数が３以下の建築物	準耐火建築物もしくは準延焼防止建築物（昭62住環的基準適合建築物）	準耐火建築物	延焼防止建築物（外殻強化型）＊	
地階を除く階数が２以下の建築物	その他の建築物			
平　屋				
延べ面積	500㎡以下	～	1,500㎡超3,000㎡以下	無制限

＊　一戸建住宅は延べ面積200㎡以下が条件となる。
※　延べ面積が50㎡以内の平屋建ての附属建築物は、外壁・軒裏を防火構造とし、外壁開口部を20分間防火設備とすることで建てることができる。

備　考

⑤関係資料Ｐ５８

経年変化に伴う内容の更新

新 旧 対 照 表（４１／５３）

現 行 計 画

９　指定避難所、指定緊急避難場所等の現況

９－２　一時避難地

【表9－2 一時避難地】　令和4年6月7日現在

小学校区名	図面番号	名称	有効面積(㎡)	避難可能人数(人)
池 田	6	池田小学校	7,467	1,200
	7	辻ケ池公園	3,500	580
	8	池田駅前公園	1,387	230
秦 野	9	秦野小学校	8,498	1,400
北豊島	１１	北豊島小学校	5,876	950
	１２	北豊島中学校	10,944	1,550
	１３	宣真高校	12,876	2,100
	１９	豊島野公園	3,886	640
呉 服	１４	呉服小学校	7,530	1,250
	１５	桃園公園	1,242	621
石 橋	１６	石橋小学校	5,606	700
	１７	石橋中学校	9,256	1,500
	１０	府立池田高校	16,164	2,650
	１８	石橋公園	1,023	170
五月丘	２０	五月丘小学校	5,685	900
	２１	渋谷中学校	10,416	1,700
	２２	池田中学校	10,524	1,750
	２３	横岡公園	568	90
	２４	塩塚公園	2,400	400
石橋南	２５	石橋南小学校	8,513	1,400
	２６	石橋前池公園	402	60
	２７	石橋駅前公園	3,674	610
神 田	２８	神田小学校	6,698	1,150
緑 丘	２９	緑丘小学校	9,188	1,500
	３０	水月公園	3,372	550
細 河	３１	古江公園	977	488

（図９－１参照）

修 正 案

９　指定避難所、指定緊急避難場所等の現況

９－２　一時避難地

【表9－2 一時避難地】　令和８年４月１日現在

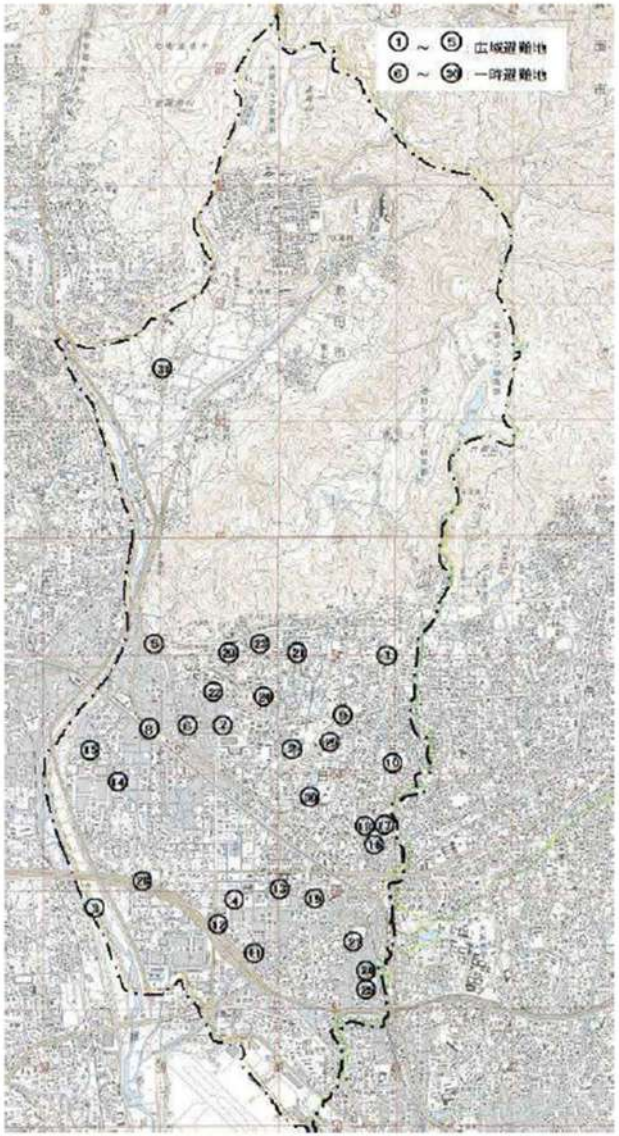
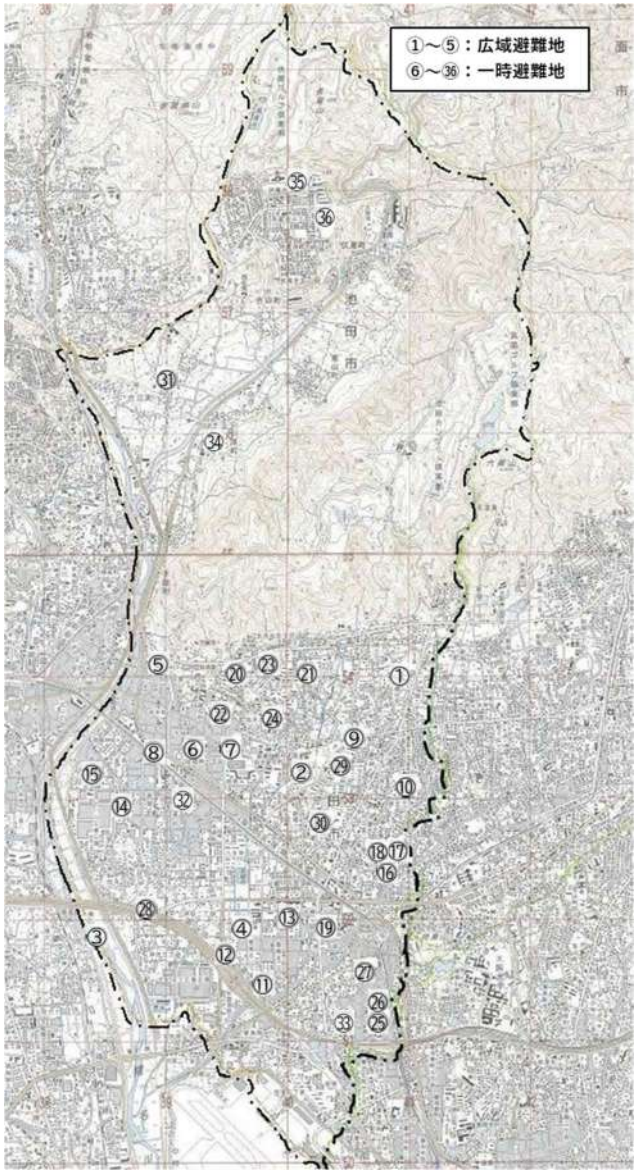
小学校区名	図面番号	名称	有効面積(㎡)	避難可能人数(人)
池 田	6	池田小学校	7,467	1,200
	２２	池田中学校	10,524	1,750
	7	辻ケ池公園	3,500	580
	8	池田駅前公園	1,387	230
秦 野	9	秦野小学校	8,498	1,400
北豊島	１１	北豊島小学校	5,876	950
	１２	北豊島中学校	10,944	1,550
	１３	宣真高校	12,876	2,100
	１９	豊島野公園	3,886	640
呉 服	１４	呉服小学校	7,530	1,250
	１５	桃園公園	1,242	621
	３２	清寿美公園	1,746	280
石 橋	１６	石橋小学校	5,606	700
	１７	石橋中学校	9,256	1,500
	１０	府立池田高校	16,164	2,650
	１８	石橋公園	1,023	170
五月丘	２０	五月丘小学校	5,685	900
	２１	渋谷中学校	10,416	1,700
	２３	横岡公園	568	90
	２４	塩塚公園	2,400	400
石橋南	２５	石橋南小学校	8,513	1,400
	２６	石橋前池公園	402	60
	２７	石橋駅前公園	3,674	610
	３３	石橋南公園	1,756	280
神 田	２８	神田小学校	6,698	1,150
緑 丘	２９	緑丘小学校	9,188	1,500
	３０	水月公園	3,372	550
ほそこう学園	３１	古江公園	977	488
	３４	旧細河小学校	5,729	900
	３５	旧伏尾台小学校	12,054	1,950
	３６	ほそこう学園	9,537	1,500

（図９－１参照）

備　考

⑦関係資料Ｐ６５

ハザードマップ記載事項との整合

現 行 計 画	修 正 案	備 考
９　指定避難所、指定緊急避難場所等の現況 ９－２　一時避難地 【図9－1 広域避難地、一時避難地】 	９　指定避難所、指定緊急避難場所等の現況 ９－２　一時避難地 	⑦関係資料Ｐ６６ ハザードマップ記載事項との整合

新 旧 対 照 表（４３／５３）

現 行 計 画

９－５　指定緊急避難所

【表9－5 指定緊急避難場所】　令和７年３月６日現在

	避難所	所在地	電話番号	避難可能人員	避難可能な災害種別			指定避難所との重複
					洪水	土砂災害	地震	
1	池田小学校	大和町1-4	751-2900	560	○	○	○	○
2	旧細河小学校	中川原町498	751-2366	510	○	△	○	○
3	秦野小学校	畑1丁目1-1	751-4549	680	○	○	○	○
4	北豊島小学校	豊島北2丁目12-1	761-1297	720	△	○	○	○
5	呉服小学校	姫室町10-1	751-4364	670	△	○	○	○
6	石橋小学校	井口堂3丁目3-30	761-8500	530	△	○	○	○
7	五月丘小学校	五月丘2丁目3-1	751-4200	530	○	○	○	○
8	石橋南小学校	石橋4丁目6-1	761-6768	590	○	○	○	○
9	緑丘小学校	緑丘2丁目5-12	753-2876	670	○	○	○	○
10	神田小学校	神田2丁目4-1	753-1060	650	△	○	○	○
11	旧伏尾台小学校	伏尾台2丁目11	751-3473	670	○	○	○	○
12	池田中学校	上池田1丁目6-17	751-4187	750	○	○	○	
13	渋谷中学校	五月丘4丁目1-1	751-1447	830	○	×	○	
14	北豊島中学校	豊島北1丁目1-1	761-1563	780	△	○	○	
15	石橋中学校	井口堂3丁目6-1	761-3451	620	△	○	○	
16	ほそごう学園	伏尾台3丁目14	751-0731	640	○	○	○	○
17	池田高校	旭丘2丁目2-1	761-1131	1,020	○	○	○	
18	渋谷高校	畑4丁目1-1	751-2895	1,070	○	×	○	
19	園芸高校	八王寺2丁目5-1	761-8830		△	○	○	
20	宣真高校	荘園2丁目3-12	761-8801	1,250	△	○	○	
21	伏尾台コミュニティセンター第1会館	伏尾台3丁目4-3	751-5938	80	○	○	○	
22	細河コミュニティセンター	東山町617-1	753-1877	80	×	×	○	
23	上池田会館	上池田1丁目9-19	751-5898	80	○	○	×	
24	城南会館	城南1丁目8-22	752-9970	70	○	○	×	
25	桃園会館	桃園1丁目9-12	751-5821	70	△	○	×	
26	呉服会館	呉服町11-1	751-5969	80	△	○	○	
27	姫室・室町会館	姫室町3-1	752-9982	100	△	○	○	
28	宇保会館	宇保町5-17	752-9935	80	○	○	×	
29	神田北会館	神田1丁目28-27	751-9947	90	○	○	×	
30	北神田会館	神田2丁目21-28	－	20	×	○	○	
31	神田会館	神田3丁目5-16	752-9968	90	×	○	×	
32	中之嶋会館	神田3丁目8-12	－	20	×	○	○	
33	河原島会館	神田3丁目5-21	－	20	×	○	○	
34	早苗の森会館	神田4丁目7-2	752-9887	80	△	○	×	
35	宮之原会館	神田4丁目10-10	－	20	△	○	○	
36	五月丘会館	五月丘2丁目4-1	751-5951	70	○	×	○	
37	渋谷会館	渋谷3丁目3-18	751-5918	90	○	×	×	
38	南畑会館	畑1丁目7-4	751-5802	90	○	○	○	
39	畑会館	畑3丁目15-20	752-9866	60	○	×	×	
40	下渋谷会館	渋谷1丁目8-12	－	30	○	○	○	
41	鉢塚会館	鉢塚2丁目8-5	762-5305	70	○	○	×	
42	才尊会館	鉢塚2丁目8-3	－	60	○	○	×	

（つづく）

修 正 案

９－５　指定緊急避難場所

【表9－5 指定緊急避難場所】　令和８年４月１日現在

	避難所	所在地	電話番号	避難可能人員	避難可能な災害種別			指定避難所との重複
					洪水	土砂災害	地震	
1	池田小学校	大和町1-4	751-2900	560	○	○	○	○
2	旧細河小学校	中川原町498	751-2366	510	○	△	○	○
3	秦野小学校	畑1丁目1-1	751-4549	680	○	○	○	○
4	北豊島小学校	豊島北2丁目12-1	761-1297	720	△	○	○	○
5	呉服小学校	姫室町10-1	751-4364	670	△	○	○	○
6	石橋小学校	井口堂3丁目3-30	761-8500	530	△	○	○	○
7	五月丘小学校	五月丘2丁目3-1	751-4200	530	○	○	○	○
8	石橋南小学校	石橋4丁目6-1	761-6768	590	○	○	○	○
9	緑丘小学校	緑丘2丁目5-12	753-2876	670	○	○	○	○
10	神田小学校	神田2丁目4-1	753-1060	650	△	○	○	○
11	旧伏尾台小学校	伏尾台2丁目11	751-3473	670	○	○	○	○
12	池田中学校	上池田1丁目6-17	751-4187	750	○	○	○	
13	渋谷中学校	五月丘4丁目1-1	751-1447	830	○	×	○	
14	北豊島中学校	豊島北1丁目1-1	761-1563	780	△	○	○	
15	石橋中学校	井口堂3丁目6-1	761-3451	620	△	○	○	
16	ほそごう学園	伏尾台3丁目14	751-0731	640	○	○	○	○
17	池田高校	旭丘2丁目2-1	761-1131	1,020	○	○	○	
18	渋谷高校	畑4丁目1-1	751-2895	1,070	○	×	○	
19	園芸高校	八王寺2丁目5-1	761-8830		△	○	○	
20	宣真高校	荘園2丁目3-12	761-8801	1,250	△	○	○	
21	伏尾台コミュニティセンター第1会館(※)	伏尾台3丁目4-3	751-5938	80	○	○	○	
22	細河コミュニティセンター（令和8年9月30日使用開始）	東山町617-1	753-1877	80	×	×	○	
23	上池田会館	上池田1丁目9-19	751-5898	80	○	○	×	
24	城南会館	城南1丁目8-22	752-9970	70	○	○	×	
25	桃園会館	桃園1丁目9-12	751-5821	70	△	○	×	
26	呉服会館	呉服町11-1	751-5969	80	△	○	○	
27	姫室・室町会館	姫室町3-1	752-9982	100	△	○	○	
28	宇保会館	宇保町5-17	752-9935	80	○	○	×	
29	神田北会館	神田1丁目28-27	751-9947	90	○	○	×	
30	北神田会館	神田2丁目21-28	－	20	×	○	○	
31	神田会館	神田3丁目5-16	752-9968	90	×	○	×	
32	中之嶋会館	神田3丁目8-12	－	20	×	○	○	
33	河原島会館	神田3丁目5-21	－	20	×	○	○	
34	早苗の森会館	神田4丁目7-2	752-9887	80	△	○	×	
35	宮之原会館	神田4丁目10-10	－	20	△	○	○	
36	五月丘会館	五月丘2丁目4-1	751-5951	70	○	×	○	
37	渋谷会館	渋谷3丁目3-18	751-5918	90	○	×	×	
38	南畑会館	畑1丁目7-4	751-5802	90	○	○	○	
39	畑会館	畑3丁目15-20	752-9866	60	○	×	×	
40	下渋谷会館	渋谷1丁目8-12	－	30	○	○	○	
41	鉢塚会館	鉢塚2丁目8-5	762-5305	70	○	○	×	
42	才尊会館	鉢塚2丁目8-3	－	60	○	○	×	

※　令和９年４月１日「伏尾台中央会館」に名称変更予定

（つづく）

備　考

⑥関係資料Ｐ６８

市の施策の反映

現 行 計 画

（つづき）

	避難所	所在地	電話番号	避難可能人員	避難可能な災害種別			指定避難所との重複
					洪水	土砂災害	地震	
43	荘園会館	荘園1丁目7-13	761-9886	50	○	○	○	
44	旭丘会館	旭丘3丁目7-13	761-9928	90	○	×	×	
45	花園会館	旭丘1丁目1-10	761-9888	80	○	○	○	
46	秦野会館	旭丘1丁目9･G-101	752-9827	80	○	○	×	
47	石橋会館	石橋4丁目6-2	761-9848	110	○	○	○	
48	石橋北会館	石橋2丁目4-16	761-9919	80	△	○	○	
49	井口堂北会館	井口堂1丁目6-4	761-9704	70	△	○	○	
50	住吉会館	住吉2丁目3-24	761-9841	100	○	○	×	
51	空港会館	空港1丁目11-4	06-6843-7466	80	○	○	×	
52	豊島北会館	豊島北1丁目7-17	761-9731	90	△	○	×	
53	きたてしまプラザ	豊島北2丁目2-18	761-8230	70	△	○	○	
54	豊島南会館	豊島南1丁目8-5	761-9840	110	△	○	×	
55	伏尾会館	伏尾町11-8	－	50	○	×	×	
56	吉田会館	吉田町227	－	50	○	×	○	
57	東山会館	東山町425-1	－	40	○	△	○	
58	中川原会館	中川原町6-57	－	70	○	×	×	
59	古江町自治会館	古江町72	－	40		△	×	
60	市民文化会館	天神1丁目7-1	761-8811	140	△	○	○	
61	児童館	古江町421	752-1723	70	○	○	×	
62	人権文化交流センター	古江町523-1	752-6395	120	○	○	○	
63	総合スポーツセンター	荘園2丁目7-30	761-5137	740	△	○	○	
64	五月山体育館	綾羽2丁目7-1	754-3336	530	○	△	○	
65	カルチャープラザ	天神1丁目9-3	761-0438	150	△	○	○	
66	大阪北部農業協同組合細河支店	中川原町331-1	751-2668	220	△	×	×	
67	市民活動交流センター	新町1-8	072-750-5133	310	△	○	○	
68	ダイバーシティセンター(ツナガリエ石橋)	石橋1-23-6	072-768-8020	180	△	○	○	
69	くれは音楽堂	姫室町10-1	072-754-6480	242	△	○		
70	学校給食センター	東山町140	072-751-8311	82	○	○	○	
71	日本キリスト教団石橋教会	旭丘1-1-19	072-762-3536	50	○	○	○	
72	日本基督教団池田五月山教会	五月丘2-7-19	072-751-1187	70	○	○	○	
73	神愛キリスト教会	石橋3-11-7	072-761-9014	100	○	○	○	

（注） 洪水の欄の「△」は、当該施設の上階部分への避難により安全を確保できる施設を示す。
土砂災害の欄の「△」は、災害の発生状況により一部利用制限を行う場合があることを示す。

修 正 案

（つづき）

	避難所	所在地	電話番号	避難可能人員	避難可能な災害種別			指定避難所との重複
					洪水	土砂災害	地震	
43	荘園会館	荘園1丁目7-13	761-9886	50	○	○	○	
44	旭丘会館（令和5年3月31日供用廃止）	旭丘3丁目7-13	761-9928	90	○	×	×	
45	花園会館（令和5年3月31日供用廃止）	旭丘1丁目1-10	761-9888	80	○	○	○	
46	秦野会館	旭丘1丁目9･G-101	752-9827	80	○	○	×	
47	石橋会館	石橋4丁目6-2	761-9848	110	○	○	○	
48	石橋北会館	石橋2丁目4-16	761-9919	80	△	○	○	
49	井口堂北会館	井口堂1丁目6-4	761-9704	70	△	○	○	
50	住吉会館	住吉2丁目3-24	761-9841	100	○	○	×	
51	空港会館	空港1丁目11-4	06-6843-7466	80	○	○	×	
52	豊島北会館	豊島北1丁目7-17	761-9731	90	△	○	×	
53	きたてしまプラザ	豊島北2丁目2-18	761-8230	70	△	○	○	
54	豊島南会館	豊島南1丁目8-5	761-9840	110	△	○	×	
55	伏尾会館	伏尾町11-8	－	50	○	×	×	
56	吉田会館	吉田町227	－	50	○	×	○	
57	東山会館	東山町425-1	－	40	○	△	○	
58	中川原会館	中川原町6-57	－	70	○	×	×	
59	市民文化会館	天神1丁目7-1	761-8811	140	△	○	○	
60	児童館	古江町421	752-1723	70	○	○	×	
61	人権文化交流センター	古江町523-1	752-6395	120	○	○	○	
62	総合スポーツセンター	荘園2丁目7-30	761-5137	740	△	○	○	
63	五月山体育館	綾羽2丁目7-1	754-3336	530	○	△	○	
64	カルチャープラザ	天神1丁目9-3	761-0438	150	△	○	○	
65	大阪北部農業協同組合細河支店	中川原町331-1	751-2668	220	△	×	×	
66	市民活動交流センター	新町1-8	072-750-5133	310	△	○	○	
67	ダイバーシティセンター(ツナガリエ石橋)	石橋1-23-6	072-768-8020	180	△	○	○	
68	くれは音楽堂	姫室町10-1	072-754-6480	242	△	○	○	
69	学校給食センター	東山町140	072-751-8311	82	○	○	○	
70	日本キリスト教団石橋教会	旭丘1-1-19	072-762-3536	50	○	○	○	
71	日本基督教団池田五月山教会	五月丘2-7-19	072-751-1187	70	○	○	○	
72	神愛キリスト教会	石橋3-11-7	072-761-9014	100	○	○	○	

（注） 洪水の欄の「△」は、当該施設の上階部分への避難により安全を確保できる施設を示す。
土砂災害の欄の「△」は、災害の発生状況により一部利用制限を行う場合があることを示す。

備 考

⑤、⑥
関係資料Ｐ６９

条件の再精査に伴う修正等
（古江町自治会館：再精査に伴う不適合、くれは音楽堂：改修完了に伴う修正）

市の施策の反映

新　旧　対　照　表（４５／５３）

現　行　計　画

１３　防災気象情報等

１３－１　防災気象情報

①　防災気象情報

気象庁は、大雨や暴風などによって発生する災害の防止・軽減のため、以下のように６種類の特別警報、７種類の気象警報、１６種類の注意報、５種類の早期注意情報（警報級の可能性）を発表している。

特別警報	大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪、*波浪*、*高潮*
警　報	大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪、*波浪*、*高潮*
注意報	大雨、洪水、強風、風雪、大雪、*波浪*、*高潮*、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、低温、霜、着氷、着雪
早期注意情報（警報級の可能性）	大雨、暴風（暴風雪）、大雪、*波浪*、*高潮*

【表１３－１】

出典：気象庁ホームページ　※　斜体の警報等は、池田市は対象外

②　警戒レベルとの対応

土砂災害・洪水に関しては、以下のとおり警戒レベルと対応している。それぞれの情報を参考にとるべき行動は以下のとおりである。

【表１３－２】

情　報	とるべき行動	警戒レベル
大雨特別警報	災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル５に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル５相当
土砂災害警戒情報	市が避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当します。災害が想定されている区域等では、市の避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても危険度分布等を参考に自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル４相当
大雨警報（土砂災害） 洪水警報	市が高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当します。災害が想定されている区域では、市からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者以外の方も危険度分布等を用いて参考に避難の準備や自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル３相当
大雨注意報 洪水注意報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル２
早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して、翌日までの期間に［高］又は［中］が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル１

出典：気象庁ホームページ　高潮に関するものを除く

修　正　案

１３　防災気象情報等

１３－１　防災気象情報

① 防災気象情報

防災気象情報とは、気象庁が発表している気象や気象災害などの情報で、特に防災行動や防災対応に役立つよう発表されているものであり、早期注意情報（警報級の可能性）、時系列情報（明日までの警報等の見通し）、台風情報、気象警報・注意報、キキクル等からなる。

出典：気象庁ホームページ

② 警戒レベル

警戒レベルとは、災害発生の危険度と、とるべき行動を、住民が直感的に理解するための情報。

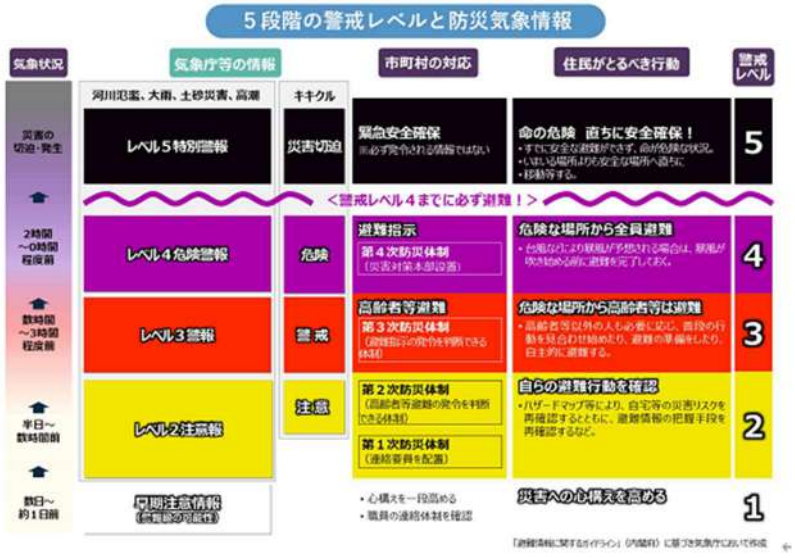
災害が発生しそうな場合や災害が発生した場合に市町村長や気象庁等から、５段階の「警戒レベル」を用いた防災情報が、テレビやラジオ、インターネット等様々な手段を用いて伝達される。

出典：首相官邸ホームページ

③ 警戒レベルと防災気象情報の関係

河川氾濫、大雨、土砂災害及び高潮に関する防災気象情報は、警戒レベルと関連づけられており、その関係は下図のとおり。

【表１３－１】



備　考

⑥関係資料Ｐ８０

防災気象情報の改正（Ｒ８．５．２８）に伴う記載内容の更新

新　旧　対　照　表（４６／５３）

現　行　計　画

１３　防災気象情報等

１３－１　防災気象情報

③　気象等に関する特別警報の発表基準

【表１３－３】

現象の種類	基　準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注)　発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします

出典：気象庁ホームページ

④　警報・注意報発表基準一覧表

【表１３－４】　【池田市】令和６年５月２３日現在

警　報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	20	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	138	
	洪水		流域雨量指数	江原川流域＝6.6、箕面川流域＝12.3、余野川流域＝16	
			複合基準　※１	江原川流域＝(12，5.6)	
			指定河川洪水予報による基準	猪名川[小戸]	
	暴風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
				山地	12時間降雪の深さ20cm
注意報	大雨		表面雨量指数基準	15	
			土壌雨量指数基準	91	
	洪水		流域雨量指数	江原川流域＝5.2、箕面川流域＝9.8、余野川流域＝12.8	
			複合基準　※１	江原川流域＝(7.5)、箕面川流域＝(12.7.8)、余野川流域＝　(13.9.6)	
			指定河川洪水予報による基準	猪名川[小戸]	
	強風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ5cm
				山地	12時間降雪の深さ10cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧		視程	100m	
	乾燥		最小湿度40%で実行湿度60%		
	なだれ		②　積雪の深さ20cm以上あり降雪の深さ30cm以上 ②　積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上またはかなりの降雨　※２		
	低温		最低気温-5℃以下		
	霜		晩霜期　最低気温4℃以下		
	着雪		24時間降雪の深さ：平地20cm以上　山地40cm以上 気温：-2℃～2℃		
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100mm	

※１　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※２　気温は、大阪管区気象台の値

出典：気象庁ホームページ

修　正　案

１３　防災気象情報等

１３－１　防災気象情報

④　特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

【表１３－２】　【池田市】令和8年5月28日現在（発表官署　大阪管区気象台）

池田市	府県予報区：大阪府　一次細分区域：大阪府　市町村等をまとめた地域：北大阪			
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	基準値（50）以上となる１ｋｍ格子がおおむね３０個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
		流域雨量指数基準	基準値（河川・地点により個別設定）以上となる１ｋｍ格子がおおむね２０個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	基準値（約600）以上となる１ｋｍ格子がおおむね１０個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
	レベル5高潮	水位又は潮位		
	暴　風	中心気圧９３０ｈＰａ以下又は最大風速５０ｍ／ｓ以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	中心気圧９３０ｈＰａ以下又は最大風速５０ｍ／ｓ以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大　雪	府県程度の広がりをもって５０年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合		
	波　浪			
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	対象格子において基準値（33）に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	対象河川の格子において基準値（河川・地点により個別設定）に到達することが予想される場合	
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	基準値（約210～280）に到達することがよそうされる場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）	
	レベル4高潮	水位又は潮位		
警　報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	基準値（20）に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	基準値（河川・地点により個別設定）に到達することが予想される場合	
		複合基準　※1	基準値（河川・地点により個別設定）に到達することが予想される場合	
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	基準値（約210～280）に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）	
	レベル3高潮	水位又は潮位		
	暴　風	平均風速	２０ｍ／ｓ	
	暴風雪	平均風速	２０ｍ／ｓ　雪を伴う	
	大　雪	降雪の深さ	平　地	１２時間降雪の深さ１０ｃｍ
			山　地	１２時間降雪の深さ２０ｃｍ
	波　浪	有義波高		
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	基準値（15）に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	基準値（河川・地点により個別設定）に到達することが予想される場合	
		複合基準　※1	基準値（河川・地点により個別設定）に到達することが予想される場合	
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	基準値（約90～160）に到達することが予想される場合	
	レベル2高潮	水位又は潮位		
	強　風	平均風速	１２ｍ／ｓ	
	風　雪	平均風速	１２ｍ／ｓ　雪を伴う	
	大　雪	降雪の深さ	平　地	１２時間降雪量の深さ　５ｃｍ
			山　地	１２時間降雪量の深さ１０ｃｍ
	波　浪	有義波高		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融　雪			
	濃　霧	視　程	１００ｍ	
	乾　燥	最小湿度４０％で実効湿度６０％		
	なだれ	①　積雪の深さ２０ｃｍ以上あり降雪の深さ３０ｃｍ以上 ②　積雪の深さ５０ｃｍ以上あり最高気温１０℃以上またはかなりの降雨		
	低　温	最低気温－５℃以下		
	霜	晩霜期　最低気温４℃以下		
	雪　氷			
	着　雪	24時間降雪の深さ：平地２０ｃｍ以上　山地４０ｃｍ以上 気温：－２℃　～　２℃		
レベル5危険特別警報・レベル4危険危険警報・レベル3危険警報・レベル2危険注意報の発表対象となる河川予報区のうち、本市に関係する河川予報区及び基準観測所名		河川予報区名：猪名川　　基準観測所名　小戸		

※1　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。　　※2　気温は、大阪管区気象台の値

⑤　防災気象速報（記録的短時間大雨）の発表基準（令和８年５月２８日現在）　出典：気象庁

大阪府：１時間雨量１００mm

備　考

⑥関係資料Ｐ８１

防災気象情報の改正（Ｒ８．５．２８）に伴う記載内容の更新

現　行　計　画

１３　防災気象情報等

１３－１　防災気象情報

⑤　早期注意情報（警報級の可能性）

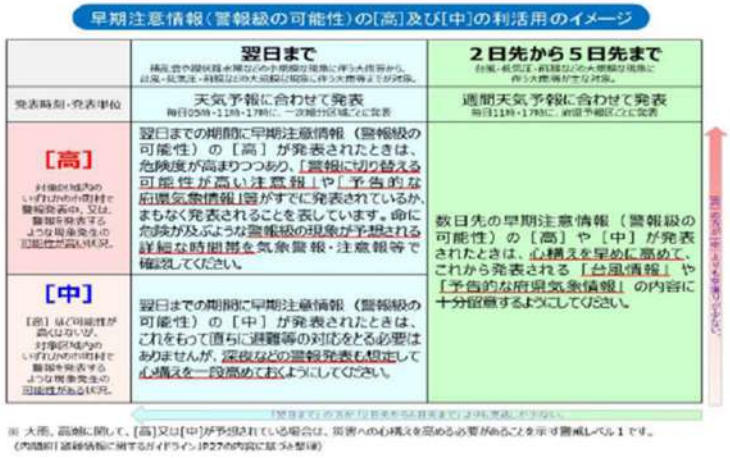
警報級の現象が５日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として[高]、[中]の２段階で発表している。大雨に関して、翌日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル１です。

【表１３－５】



出典：気象庁ホームページ

【表１３－６】



出典：気象庁ホームページ

修　正　案

１３　防災気象情報等

１３－１　防災気象情報

⑤　早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が５日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として[高]、[中]の２段階で発表している。大雨に関して、翌日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があるとされる警戒レベル１です。

【表１３－３】早期注意情報（警報級の可能性）

翌々日まで
・天気予報と合わせて発表
・時間帯を区切って表示

３日先～５日先まで
・週間天気予報と合わせて発表
・日単位で表示

○○県○○地方	1日	2日				3日		4日	5日	6日
	18-24	00-06	06-12	12-18	18-24	00-12	12-24			
大雨	－	[中]	[高]	[中]	－	－	－	－	－	－
土砂災害	－	[中]	[高]	[高]	[中]	[中]	－			
大雪	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
暴風（雪）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
波浪	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
高潮	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

[高]：警報を発表中、または、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況です。明日までの警報級の可能性が[高]とされているときは、危険度が高まる詳細な時間帯を時系列情報で確認してください。
[中]：[高]ほど可能性は高くありませんが、命に危険を及ぼすような警報級の現象となりうることを表しています。明日までの警報級の可能性が[中]とされているときは、深夜などの警報発表も想定して心構えを高めてください。

※ 警戒レベルとの関係
早期注意情報（警報級の可能性）*・・・・【警戒レベル1】
＊大雨、土砂災害、高潮に関して、[高]または[中]が予想されている場合

出典：気象庁ホームページ

【表１３－４】

早期注意情報（警報級の可能性）の［高］及び［中］の利活用のイメージ

	翌々日まで 梅雨前線や線状降水帯などの小規模な現象に伴う大雨等から、台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等までが対象。	３日先から５日先まで 台風・低気圧・前線などの大規模な現象に伴う大雨等が主な対象。
発表時刻・発表単位	天気予報に合わせて発表 毎日05時・11時・17時に、一次細分区域ごとに発表	週間天気予報に合わせて発表 毎日11時・17時に、府県予報区ごとに発表
[高] 対象区域内のいずれかの市町村で警報発表中、又は、警報を発表するような現象発生の可能性が高い状況。	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の［高］が発表されたときは、今後、警報級の現象の可能性が高いことを表しています。命に危険が及ぶような警報級の現象が予想される詳細な時間帯を、気象状況の見通しを示す「時系列情報」等で確認してください。	数日先の早期注意情報（警報級の可能性）の［高］や［中］が発表されたときは、心構えを早めに高めて、これから発表される「台風情報」や「気象解説情報」の内容に十分留意するようにしてください。
[中] ［高］ほど可能性が高くはないが、対象区域内のいずれかの市町村で警報を発表するような現象発生の可能性がある状況。	翌日までの期間に早期注意情報（警報級の可能性）の［中］が発表されたときは、これをもって直ちに避難等の対応をとる必要はありませんが、深夜などの警報発表も想定して心構えを一段高めておくようにしてください。	

出典：気象庁ホームページ

備　考

⑥関係資料Ｐ８２

防災気象情報の改正（Ｒ８．５．２８）に伴う記載内容の更新

新　旧　対　照　表（４８／５３）

現　行　計　画	修　　正　　案	備　　考
１６　応援協定等一覧 【表１６　応援協定等一覧】 （３）　防災一般 （新規追加）	１６　応援協定等一覧 【表１６　応援協定等一覧】 （３）　防災一般 47. 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書---------- (R 7. 8. 1) ・一般社団法人日本福祉用具供給協会 48. 大規模災害時における支援活動等に関する協定書---------- (R 7.10.20) ・株式会社阪急交通社 49. 災害時等における段ボール製品の供給等に関する協定書---------- (R 7.11.10) ・西日本段ボール工業組合 50. 災害時における要配慮者の輸送協力に関する協定書---------- (R 7.11.21) ・夢未来福祉タクシー、池田タクシー株式会社、株式会社ギア、阪急タクシー株式会社、 日の丸ハイヤー株式会社、株式会社エム・ティー、お出かけタクシーエイト、アネス 介護タクシー、蓮福祉タクシー、イング福祉タクシー池田 51. 大規模災害時における柔道整復師の支援活動に関する協定書---------- (R 7.12.19) ・公益社団法人大阪府柔道整復師会 52. 災害時における物資の供給に関する協定書---------- (R 8. 1.23) ・プラス株式会社ジョインテックスカンパニー、株式会社スクールゴー 53. 災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書---------- (R 8. 2. 3) ・株式会社ビー・エス・ケイ 54. 大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介等に関する協定書---------- (R 8. 2. 9) ・大阪府宅地建物取引業協会北摂支部 55. 災害時における動物救護活動に関する協定書---------- (R 8. 2.13) ・公益社団法人大阪府獣医師会 56. 災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定書---------- (R 8. 2.17) ・一般社団法人栄養ケアチーム豊能 57. 災害時における緊急避難場所としての施設使用に関する協定書 大規模災害時における避難所等での健康体操等の指導に関する協力協定書 大規模災害時における施設の使用に関する協定書---------- (R 8. 3.13) ・株式会社ティップネス 58. 災害時における支援協力に関する協定書---------- (R 8. 3.23) ・大阪土地家屋調査士会北摂支部 59. 災害時における物資輸送管理等の協力に関する協定書---------- (R 8. 4.23) ・ヤマト運輸株式会社阪神主管支店 60. 災害時における連携協力に関する協定書---------- (R 8. 4.27) ・大阪弁護士会 61. 災害時における入浴等支援及び送風機等の貸与に関する協定書---------- (R 8. 5.19) ・特定非営利活動法人Ｖネット 62. 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書---------- (R 8. 5.29) ・ＮＴＴ西日本株式会社関西支店 63. 災害時における支援物資輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書---------- (R 8. 6.26) ・佐川急便株式会社関西支店	⑤関係資料Ｐ９４ 応援協定の更新

新　旧　対　照　表（４９／５３）

現　行　計　画

１８　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【表18「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表】　令和５年６月現在

救助の種類		対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考
避難所の供与		現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者であって避難を必要とする者	設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費燃料費、仮設便所等の設置費	1人1日当たり340円以内 ホテル・旅館等借上時は１泊当たり7,000円/名（食費・税込）が目安	災害発生の日から7日以内	原則として、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を避難所に指定
福祉避難所の設置		上記のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において何らかの特別な配慮を必要とする者	上記に加え、①概ね10人の対象者に１人の生活相談等職員の配置経費②簡易洋式トイレ等の器物の費用③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費の加算	上記に加え、左記対象経費の通常の実費を加算	同上	特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応
応急仮設住宅の供与	建設型応急住宅	住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	－	１戸あたり平均 6,775,000円以内	完成の日から最長2年	住宅の規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図る。 福祉仮設住宅の設置も可能
	賃貸型応急住宅		家賃、共益費、敷金、礼金、手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	地域の実情に応じた額（実費）	最長２年	水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者も可
応急修理期間における応急仮設住宅の使用		応急修理をする被災者のうち、応急修理期間が１か月を超える者で、自宅が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者	家賃、共益費、敷金、礼金、手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	地域の実情に応じた額（実費）	災害発生の日から原則６か月（修理完了時は速やかに退去）	条件により応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の供与との併用可
炊き出しその他による食品の給与		避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	１人１日1,230円以内（１日平均かつ３食分）	災害発生の日から7日以内	1 握り飯、パン、弁当等の購入費を炊き出し費用にできる。 2 自宅等での避難者が避難所に炊き出し等を受け取りに来る場合も対象 3 災害救助をする職員やボランティア等の食事は対象外

（つづく）

修　正　案

１８　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【表18「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表】　令和８年４月現在

救助の種類		対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（第4条第1項）		災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者に供与する。	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。	（基本額） 避難所設置費 １人１日あたり 370円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	・　避難に当たっての輸送費は別途計上 ・　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能（ホテル・旅館の利用額は@11,000(税込)/泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置（第4条第2項）		災害が発生するおそれがある場合において、被害を受ける恐れがあり、現に救助を要する者に供与する。	災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。		第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 （災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	・　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	建設型応急住宅	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費及び建築事務費等の一切の経費として7,259,000円以内であればよい。	1　規　模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額 １戸あたり 7,259,000円以内 3　供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	完成の日から20日以内着工	・　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ・　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ・　供与期間は２年以内
	賃貸型応急住宅		家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること	1　規　模 建設型仮設住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	・　供与期間は建設型仮設住宅と同様

（つづく）

備　考

⑤関係資料Ｐ１０８

経年変化に伴う内容の更新

新 旧 対 照 表（５０／５３）

現 行 計 画

（つづき）

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	1 水の購入費 2 給水又は浄水に必要な機械又は器具の	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 住家の被害を問わず 2 配水管の修理等や仮配管の設置は対象外 3 感染症予防目的の資材、薬品等は対象外
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 被服、寝具及び身の回り品 2. 日用品 3. 炊事用具及び食器 4. 光熱材料	下表金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 現物、世帯単位 2 表中の夏季とは4/1～9/30、冬季とは10/1～3/31 3 防寒対策の簡易なストーブ等、熱中症等対策用の扇風機等は生活必需品の範囲内（取付が必要な商品は対象外）

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術、その他の治療及び施術 4 病院若しくは診療への収容 5 看護	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 災害により医療の途を失った者であれば、災害が理由かは問わず 2 通常の保険診療等による医療が行われている場合、必要なし。医療機関の受入能力を超える患者発生時は除く 3 経済的要件を問わず
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者	1 分べんの介助 2 分べん前、分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	1 救護班 使用した衛生材料費の実費 2 助産師 当該地域における慣行料金の100分80以内	災害発生の日から7日以内	1 出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者を含む 2 被災者であるかは問わず 3 通常の保険診療等による助産が行われている場合、必要なし。 4 経済的要件を問わず
被災者の救出	災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索、救出	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日（72時間）以内	1 消防、警察、自衛隊の救出活動は対象外 2 通常の避難は対象外 3 人の救出に限定 財産や動物等は対象外 4 被災原因を問わず

（つづく）

修 正 案

（つづき）

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度内であればよい（１食は1/3日）	1人1日あたり 1,4000円以内	災害発生の日から7日以内	－
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	輸送費、人件費は別途計上	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	－
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は棄損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する 2 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 3 現物給付に限る	下表金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	－

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	20,900	26,900	39,900	47,600	60,300	8,800
	冬	34,700	44,800	62,500	73,100	92,100	12,700
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,900	9,200	13,800	16,800	21,100	3,000
	冬	11,000	14,400	20,500	24,300	30,700	4,000

医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	患者等の移送費は、別途計上	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	－
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	妊婦等の移送費は、別途計上	1 救護班 使用した衛生材料費の実費 2 助産師 当該地域における慣行料金の100分80以内	分べんした日から7日以内	－
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明或いは行方不明な状態にある者	輸送費、人件費は別途計上	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	－
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者	輸送費、人件費は別途計上	1 相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む）として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	－

（つづく）

備 考

４９／５３に同じ
関係資料Ｐ１０９

新　旧　対　照　表（５１／５３）

現　行　計　画

（つづき）

救助の種類			対　象	支出費用	費用の限度額	期　間	備　考
住宅の応急修理	被害の拡大防止上の緊急修理	準半壊以上（相当）	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大する恐れが有る者（大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は修理することで居住することが可能な場合））	1 屋根等に被害を受け雨漏り又は雨漏りの恐れがある住家へのブルーシートの展張 2 外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニア板による簡易補修による風雨の侵入の防御 3 外壁材の剥落に伴う落下防止ネットの展張	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から１０日以内に完了	1 1世帯当たり平均ではなく各世帯毎の基準額 2 ブルーシート、ロープ、土のうなど資材費及び建設業・団体等が行う器の施工費用の合計 3 修理の必要性、内容の妥当性を示す事実確認のため、施工前後の写真を撮影
		大規模・中規模半壊、半壊	1 災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理することができない者 2 災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に半壊した者（大規模半壊）	－	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 706,000円以内	災害発生の日から３カ月以内に完了（国の災害対策本部が設置された際は６カ月以内に完了）	1 1世帯当たり平均ではなく各世帯毎の基準額 2 会社の寮や社宅、公営住宅等は対象外 3 修理前の被災状況の写真を全体4方向＋破損個所毎に撮影
	日常生活に必要な最小限度の部分の修理	準半壊	災害のため住家が半壊(焼)に準ずる程度の損傷（準半壊）を受け、自らの資力では応急修理することができない者	－	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、 1世帯当たり 343,000円以内		1 住家の延床面積の10%以上20%未満の損傷を受けたもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害（=損害割合）が10%以上20%未満のもの 2 1世帯当たり平均ではなく各世帯毎の基準額 3 修理前の被災状況の写真を全体4方向＋破損個所毎に撮影
学用品の給与			住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校・中学校・高等学校の生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）	1 教科書及び正規の教材(学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑など) 2 文房具、通学用品	1 教科書及び正規の教材：実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童 1人4,800円以内 中学校生徒 1人5,100円以内 高等学校等生徒等 1人5,600円以内	災害発生の日から 1.教科書及び教材 1カ月以内 2.文房具及び通学用品 15日以内	1 見舞制度でないため一律配布等は不可 2 通学途中等での被災時も支給可
埋　葬			災害の為死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	1 棺(副葬品含む) 2 埋葬又は火葬(賃金職員雇上費を含む) 3 骨つぼ及び骨箱	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	被災市町村の火葬場が使用できない等、他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
死体の捜索			災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 消防、警察、自衛隊の捜索活動は対象外 2 人の捜索に限定 財産や動物は対象外

（つづく）

修　正　案

（つづき）

救助の種類	対　象	支出費用	費用の限度額	期　間	備　考
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	－	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 56,400円以内	災害発生の日から１０日以内	－
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	－	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して、1世帯当たり ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 757,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 367,000円以内	災害発生の日から３カ月以内に完了(特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置された災害にあっては６カ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・義務教育学校及び高等学校等生徒	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は１人あたり次の金額以内 小学校児童　6,800円 中学校生徒　7,100円 高等学校等生徒 8,600円	災害発生の日から （教科書） １カ月以内 （文房具及び通学用品） １５日以内	－
埋　葬	災害の為死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	－	１体当たり 大人(12歳以上) 239,400円以内 小人(12歳未満) 191,500円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	輸送費、人件費は、別途計上	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	－
死体の処理	災害の為死亡した者について、死体に対する処理（埋葬を除く）をする。	洗浄、消毒等 一時保存 検　案	１体あたり、3,800円以内 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 １体あたり6,100円以内 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているために生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	－	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 148,600円以内	災害発生の日から10日以内	－

（つづく）

備　考

４９／５３に同じ

関係資料Ｐ１１０

新　旧　対　照　表（５２／５３）

現　行　計　画

（つづき）

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者に死体に対する処理（埋葬を除く）する	1 洗浄、縫合、消毒等の処置	1体当たり3,500円以内	災害発生の日から10日以内	1 通常死体発見から埋葬に移る過程で行われる 2 検案は、原則として救護班により行う。
		2 死体の一時保存	死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記施設が利用できない場合 1体当たり3,500円以内		
		3 検　案	救護班以外は当該地域の慣行料金の額以内		
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	ショベル、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	1世帯あたり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	1 対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であればよい 2 「応急仮設住宅の供与」との併給不可 3 通行不可時の玄関回りも可 4 清掃・消毒等は対象外 3 除去前の被災状況の写真を撮影
災害が発生する恐れのある段階の避難所の供与	災害が発生する恐れのある場合において被害を受ける恐れがあり、現に救助を要する者	必要となる建物の使用謝金や光熱水費等	避難所： 1人1日当たり340円以内 福祉避難所： 避難所限度額に加えて通常の実費を加算	救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	短期間を想定しているため、季節に応じ、エアコンやストーブを設置するためには、内閣府と協議が必要
	高齢者や傷病者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者	1 避難所へ輸送するためのバス借上等に係る費用 2 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員雇上費	地域の実情に応じた額（実費）		
輸送費及び賃金職員雇上費	1 災害が発生する恐れのある段階の要配慮者等の避難のための輸送・賃金職員等 2 被災者の避難のための輸送・賃金職員等 3 炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等 4 医療及び助産のための輸送 5 被災者の救出のための輸送 6 飲料水の供給のための輸送・賃金職員等 7 被災者の救出のために必要な賃金職員等 8 死体の処理のための輸送・賃金職員等 9 医療及び助産のために必要な賃金職員等 10救援用物資の整理、配分及び輸送に必要な賃金職員等	—	当該地域における通常の実費	それぞれの救助の実施が認められている期間以内	

修　正　案

（つづき）

救助の種類	対象	支出費用	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費（第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 福祉サービスの提供 5 食金の供与及び飲料水の供給 6 死体の捜索 7 死体の処理 8 救援用物資の整理配分	—	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	—
輸送費及び賃金 職員等雇上費（第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	災害が発生する恐れのある段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・ 避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・ 避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	—
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	—	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（都道府県知事又は救助実施市の長をいう。以下同じ。）の統轄する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	・ 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅　費 4 費用弁償（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	—	救助事務費に支出できる費用は、国庫負担対象年度における各災害に係る左記1～7に掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に下記のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト　5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	・ 災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

備　考

４９／５３に同じ
関係資料Ｐ１１１

新　旧　対　照　表（５３／５３）

現　行　計　画

２０　池田市防災会議委員構成員

職　　名	職　　名
1　会　長 ・池田市長 2　池田市の職員 ・池田市副市長 ・池田市副市長 ・池田市上下水道事業管理者 ・池田市病院事業管理者 ・池田市議会事務局長 ・池田市総合政策部長 ・池田市総務部長 ・池田市市民活動部長 ・池田市福祉部長 ・池田市子ども・健康部長 ・池田市まちづくり環境部長 ・池田市都市整備部長 ・池田市上下水道部長 ・市立池田病院事務局長 ・池田市教育委員会管理部長 ・池田市教育委員会教育部長 3　指定地方行政機関の職員 ・国土交通省大阪航空局大阪空港事務所長 ・国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 ・厚生労働省大阪労働局 池田公共職業安定所長 4　大阪府の職員 ・大阪府池田土木事務所長 ・大阪府池田保健所長	5　大阪府警の職員 ・大阪府池田警察署長 6　市教育長・市消防長および市消防団長 ・池田市教育長 ・池田市消防長 ・池田市消防団長 7　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 並びに会長の指名する者 ・陸上自衛隊第３６普通科連隊第３中隊長 ・新関西国際空港株式会社事業部長 ・日本郵便株式会社　池田郵便局長 ・ＮＴＴ西日本株式会社 関西支店　設備部長 ・関西電力送配電株式会社大阪北本部 北摂配電営業所　課長 ・阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部　運輸部長 ・阪急バス株式会社　運輸部長 ・大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部設備保安チーム　マネジャー ・株式会社ジェイコムウェスト 北大阪局長 ・池田市農業委員会会長 ・一般社団法人池田市医師会会長 ・池田エイフボランタリーネットワーク会長 ・自主防災組織連絡協議会会長 ・池田市友愛クラブ連合会会長

修　正　案

２０　池田市防災会議構成員

職　　名	職　　名
1　会　長 ・池田市長 2　池田市の職員 ・池田市副市長 ・池田市副市長 ・池田市病院事業管理者 ・池田市上下水道事業管理者 ・池田市議会事務局長 ・池田市総合政策部長 ・池田市総務部長 ・池田市市民活動部長 ・池田市健康福祉部長 ・池田市こども未来部長 ・池田市都市整備部長 ・池田市上下水道部長 ・市立池田病院事務局長 ・池田市教育委員会管理部長 ・池田市教育委員会教育部長 3　指定地方行政機関の職員 ・国土交通省大阪航空局大阪空港事務所長 ・国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 ・厚生労働省大阪労働局 池田公共職業安定所長 4　大阪府の職員 ・大阪府池田土木事務所長 ・大阪府池田保健所長	5　大阪府警の職員 ・大阪府池田警察署長 6　市教育長・市消防長および市消防団長 ・池田市教育長 ・池田市消防長 ・池田市消防団長 7　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 並びに会長の指名する者 ・陸上自衛隊第３６普通科連隊第３中隊長 ・新関西国際空港株式会社 大阪国際空港本部　事業部長 ・日本郵便株式会社　池田郵便局長 ・ＮＴＴ西日本株式会社 関西支店　設備部長 ・関西電力送配電株式会社大阪北本部 北摂配電営業所　課長 ・阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部　運輸部長 ・阪急バス株式会社 自動車事業本部　運輸部長 ・大阪ガスネットワーク株式会社 北東部事業部設備保安チーム　マネジャー ・株式会社ジェイコムウェスト 北大阪局長 ・池田市農業委員会会長 ・一般社団法人池田市医師会会長 ・社会福祉法人池田市社会福祉協議会会長 ・池田エイフボランタリーネットワーク会長 ・自主防災組織連絡協議会会長 ・池田市友愛クラブ連合会会長

備　考

⑦関係資料Ｐ１１４

組織改編に伴う修正